

平成27年第7回関川村議会定例会会議録（第1号）

○議事日程

平成27年12月10日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 委員長報告
- 第 6 報告第 8号 専決処分の報告について（新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）
- 第 7 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村一般会計補正予算（第5号））
- 第 8 議案第65号 関川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 9 議案第66号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第67号 関川村入湯税条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第68号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第69号 関川村村営住宅管理運営条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第70号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第71号 財産の取得について
- 第15 議案第72号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第6号）
- 第16 議案第73号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第74号 平成27年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 同意第 6号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第19 同意第 7号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第20 同意第 8号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 委員長報告
- 第 6 報告第 8号 専決処分の報告について（新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）
- 第 7 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村一般会計補正予算（第5号））
- 第 8 議案第65号 関川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 9 議案第66号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第67号 関川村入湯税条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第68号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第69号 関川村村営住宅管理運営条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第70号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第71号 財産の取得について
- 第15 議案第72号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第6号）
- 第16 議案第73号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第74号 平成27年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 同意第 6号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第19 同意第 7号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第20 同意第 8号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君		
3番	小	澤	仁	君	4番	加	藤	和	泰	君		
5番	鈴	木	万	寿	夫	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	菅	原		修	君	
9番	伝		信	男	君	10番	平	田		広	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	平	田	大	六	君	
副村長	佐	藤	忠	良	君	
教育長	佐	藤	修	一	君	
総務課長	伊	藤	保	史	君	
税務会計課長	井	上	広	栄	君	
住民福祉課長	中	束	正	子	君	
農林観光課長	伊	藤		隆	君	
建設環境課長	高	橋	賢	吉	君	
教育課長	稲	家		誠	君	
税務会計課参事	田	村	久	美	子	君
住民福祉課参事	伊	藤	和	義	君	
農林観光課参事	板	越	昌	生	君	
総務課参事	加	藤	善	彦	君	

○事務局職員出席者

事務局長	佐	藤	充	代
主任	石	山	洋	介

午前10時00分 開 会

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第7回
関川村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行によろしくご協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、高橋忠夫さん、7番、高
橋正之さんを指名いたします。

日程第2、会期の決定

○議長（近 良平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程（案）及び議案の取り扱いについて報告をお願
いいたします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（伝 信男君） おはようございます。

本定例会の会期日程及び議案の取り扱い等について申し上げます。

去る11月30日午前9時30分から、役場第2会議室において平成27年第7回定例会の運営につい
て、委員、議長及び議会事務局職員出席のもと議会運営委員会を開催しました。その協議結果に
ついて報告します。

最初に、会期については本日10日から12月16日までの7日間とし、審議日程についてはお手元
に配付の日割表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では会期の決定後、諸般の報告、一般質問、委員長報告を行い、その後、各
議案の上程を行います。

11日は各常任委員会を開催し、付託議案の審査を行います。

14日及び15日は議案調整、各常任委員長の事務整理日とし、休会とします。

16日は午後3時から本会議を開催し、各常任委員長より委員会審査の報告を受けた後、採決を
行います。なお、追加議案が上程された場合は、当日審議をして即決といたします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。

報告第8号は、新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてです。質疑の後、報告を終わります。

承認第9号は、補正予算の専決処分の承認案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、討論、採決を行い、即決といたします。

議案第65号から議案第70号は、条例の制定及び一部改正案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、お手元に配付の常任委員会付託表（案）のとおり、所轄の常任委員会へ付託します。

議案第71号は、財産の取得案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、討論、採決を行い、即決とします。

議案第72号から議案第74号は、各会計の補正予算案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、所管の常任委員会へ付託します。

なお、一般会計補正予算案件については、総務厚生常任委員会へ付託します。

同意第6号から同意第8号は、固定資産評価審査委員会委員選任の同意案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、討論、採決を行い、即決とします。

次に、一般質問の通告は11月24日正午で締め切り、7名の方が本定例会において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、閉会前までに受理されたものは本定例会中の所管常任委員会において審査をお願いいたします。

最後に、議員派遣につきましては本定例会後に、派遣が必要なものは最終日に議長提案とします。

以上、報告を終わります。

○議長（近 良平君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月16日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの7日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定による定例監査の結果報告書及び同法第235条の2第3項の規定による平成27年8月から10月分の例月出納検査の結果報告書が提出されております。議員控室に保管しておりますのでごらんください。

第6回定例会後、議員派遣の必要があるものについて、議長決定により議員派遣を行いましたので、お手元に配付のとおり報告いたします。

関川村議会議員慶弔内規に基づき、高橋正之議員へお見舞いと、鈴木万寿夫議員への香典をさせていただきますので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

村長から、定例会招集挨拶について申し出がありました。これを許可します。村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。

本日、平成27年第7回定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、年末ご多用のところをご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

このたび、本定例会に提案いたします議案は、専決処分報告及び承認案件2件、条例制定等改正案件6件、契約締結に関する案件1件、一般会計と特別会計の補正予算3件、人事案件3件、以上15件であります。

追って上程の際、詳細にご説明申し上げますので、慎重ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いをいたします。

なお、期間中に行政報告の機会をいただき、2件について申し上げたいと思っております。一つは、後ほどの一般質問でも取り上げていただいておりますが、木質バイオマス発電事業に関する最新の状況であります。その状況をご説明いたします。この件は、本日の本会議終了後にお願いしたいと思っております。

もう一つは、地方創生に関する関川村の総合戦略と人口ビジョンの骨子などについてであります。これは、最終日の本会議閉会後にご説明をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、招集に当たってご挨拶を申し上げます。

○議長（近 良平君） 以上で、村長の定例会招集挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（近 良平君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は7名であります。発言を許します。

初めに、9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） バイオマスだと思われるんですけども、私がここに立つと。今回はちよっ

とバイオマスをほかの人をお願いして、違う質問をさせていただきたいと思います。

今回、2件ほど質問させていただきます。

1つ目、11月に突然実施された職員の人事異動、聞くところによると現在6名の職員が休暇をとっているとのこと、うち4名が心の病だと聞いております。同じ時期、4名もの職員が心の病で休暇をとるなどということは普通では考えられないことです。もし、このことが事実であれば、今後の村の仕事に影響してくると思います。普通の病気であれば一時的な応援で対応できるはずですが、人事の異動をしなければならない状況にあるとは異常だと思っております。

そこで、次の質問をさせていただきます。

1、このことが事実かどうか、事実であれば、事態をどのように捉えるか。

2、職員にレポートを提出させているとのことですが、この中に悩みや相談など書かれていることがあるかどうか。

次、2番目の質問。毎年この時期になると、一部の村民からわかぶな高原スキー場の運営についての話が出てきます。スキー場のことについて聞かれたら、自分なりに答えておりますが、それが事実かどうか不安なことがあります。また、返事ができないこともあります。スキー場は村にとって冬の観光資源として大切な財産だと私も思っております。そして、今後長く継続してもらいたいと考えております。そのためにも、わかぶな高原スキー場のことで村民に疑問を持たせないような努力が必要だと思っております。

そこで、次の質問をさせていただきます。

1、村とわかぶな高原スキー場との関係はどのようになっているのか。

2、地権者との話し合いはされているのかどうか。

その2点お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまいただきました伝 信男議員のご質問にお答えをいたします。

まず、初めに職員の長期休暇・休職についてであります。

現在の職員の長期休暇・休職となっておりますのは、本庁舎内で6名であります。そのうち、いわゆる心の病による職員が、7月から10月にかけて毎月4名となりましたが、今月から1人が復帰しており、職場内での支援のもとに勤務をいたしております。

この心の病は、国の職員を初め、どの地方自治体でもありまして、人事上の課題となっております。その職員の割合は村の3.6%でありますし、新潟県職員は約1.4%と聞いております。村は高い比率となっております。

心の病と思われる職員に対して、村では専門医の診断書を提出してもらい、また職員管理担当者または保健師が面接して状況を把握いたしまして、経過を見ており、復帰が見込める場合はその支

援を行っております。役場には、職員の健康管理のために職員衛生委員会があります。これは、人事担当である総務課長を委員長に定例的に会議を開き、心身の健康保持のための対策を進めておりまして、また毎週月曜日の午前中には、保健師、栄養士などによる健康相談を保健センターで行っております。さらに、全職員を対象といたしまして、メンタルヘルスの研修会なども年間計画で開催いたしております、職員の健康管理にも努めてきているところであります。

なお、昨年労働安全衛生法が改正されまして、従業員50人以上の企業には年1回はストレスチェックを行うことが義務づけられておりまして、今月から実施されました。村でもその準備を進めているところであります。

11月の人事異動は、同じ課で療養休暇が3名連続して発生いたしまして、業務に大きな支障があると判断し、例年の4月の人事異動を一部前倒して急遽実施したものであります。年度途中での人事異動は特別なものではありませんが、他の自治体でも業務の繁閑などによって随時実施しており、村でも過去に実施したこともございました。

次に、職員レポートに悩みや相談は書かれていないかというご質問でありますけれども、それはございませんでした。

次に、2番目のご質問、わかぶな高原スキー場についてであります。

わかぶな高原スキー場は、当時の住友建設によって建設され、昭和62年冬にオープンして以来、村の冬の観光の柱として大きく寄与してまいりました。今後も大切に維持してまいりたいと思っております。

ご質問のわかぶな高原スキー場と村の関係であります。ご承知のように、施設は前の所有者から累積負債を整理した上で関川村が無償で譲渡を受け、運営を株式会社スミコ・リゾートを商号変更した株式会社わかぶな高原に委託しております。運営会社への村の出資はありません。しかし、会社のご理解をいただき、毎年、経営状況の報告をしていただき、議員の皆様にもその資料を配付しております。

土地はほとんどが借地でありまして、現在の賃貸借契約はことしを含めて2シーズンで5年間の契約期間が満了いたします。更新をお願いすることにいたしまして、先般庁内の関係担当者によるプロジェクトチームを再開して、今月中に引き続き借用したいという意向を所有者の皆様にお伝えして、協力を要請することにしております。

以上であります。

○議長（近 良平君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） 1番目の質問、これは心の病の関係なんですけれども、今村でいろいろ対応されているという村長の答弁なんですけれども、個々に医師とか専門医の診断は受けていても、要は心の病というのは多分その職場内の人間関係とか、そういう一番身近なところから来るのではな

いかなというふうには私は考えております。すると、今現在同じ職場から3名という話だったんですけども、同じ職場から3名ということになると、やっぱりその組織の中に何か原因があるのではないかなと受け取られるんですけども、その辺も後でお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ原因として考えられるのが、我々役場に用事があってお邪魔しても、いつもみんなパソコンばかり見ている、どうも話を聞いてくれようとしません。そんな関係で、パソコンばかり見ているものだから、人と関係するその職場へ異動した場合、その人間関係がどうもうまくとれないのではないかなというのも一つの原因として私は考えるんですけども、その辺ちょっと村長に聞きたいと思います。

それから、2番目のレポートですけども、もうちょっとやっぱり村長、余り堅苦しいレポートではなくて、せつかくそのレポートを提出させるのであれば、もうちょっと楽な感じで、気楽に何でも書けるようなレポートを提出させるような考えはありませんか。

○議長（近 良平君） スキー場はもう1回やりますか。じゃあ後で。

村長。

○村長（平田大六君） まず、第1点の組織の中に原因があるのではないかなというふうなご質問でありますけれども、このことにつきまして、担当課長にもいろいろ状況を聞いておりますが、そのようなことは直接の原因ではないと私は考えております。

次に、パソコンの使用であります。伝議員ご承知のように、各職員に仕事をするためにパソコンを配置いたしております。皆さん方の対応の中でも、その資料を検索したりするようなことがあろうかと思っております。パソコンだけにかかわっているわけではないと思っておりますけれども、お客様に対する対応、その辺のところからこれからは、今のお話を伝えまして指導してまいります。

次に、レポートであります。職員レポートはその発端は、私が2001年の暮れに村長になりましたときに、すぐに年が明けてから人事異動の計画を立てなければなりません。その際に、私は職員、役場の経験がありませんので、百数十人の職員の顔も熟知しておりません。どのような職員がどういう特性を持っているかわかりません。そのような中で、私は職員の新しい部署の希望をレポートに書いていただいて、それを参考に異動した、それが始まりであります。当初は、かなりの希望もありました。それを100%実現するわけにはいきませんが、それを参考にして4月からの人事異動にそれを役立てていったというのが発端であります。それを続けてまいりましたけれども、それだけでは私はまだ十分職員の意欲とか考え方をすることは不足である、そのような考えから、村長に対する考え方、あるいは村長に対する希望、そういうものをレポートに書かせて今日に至った、それが発端であります。全員がそのレポートを出してございまして、そのレポートを見ますと、最近はいろいろ提案、行政に対する提案がたくさんあります。合計で300ほどの提案がその中にありまして、それも行政に反映しながらやっていく、そういうようなレポートであります。中には、個人的

な家庭の状況なども書いてくるようなところもあります。そのレポートは気楽に書くようにというふうな指示はしておりますが、最近は幾つかのテーマをこちらのほうから示して、例えば人口減少問題とか、あるいは村の農業問題とか、ヒントに幾つかの切り口を職員にも提案して、その中から選択して書く。また、それだけではなくて、いろいろな希望とかそういうのも書くというように、かなり自由度は広くしているつもりであります。

以上です。

○議長（近 良平君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） そういうことで、今この心の病については、原因がどこから来るかというのは、誰も多分判断できないと思いますので、私の考えでは、やっぱり職場は明るくなければ職員も楽しく仕事できないと思います。職場を明るくするというのはやっぱり長の務めだと思いますので、ぜひ村長その辺、村長はもう人柄も、平田大六という名前で人を和やかにする性格の持ち主だと私は以前から信頼しているんです。そういうことで、村長ぜひ職場内を明るくするような努力をしていってほしいです。

それから、レポートも余り個人的に負担のかからないようなレポートの提出方法も考えていただきたいなど、そういうふうに考えております。本当に心の病、これは私あちらこちらのほかの役場の職員からも話は聞いたんですけども、実際自分も役場の職員であり、心の病を抱えて大分苦労したという話も先日聞かされました。そういうことで、やっぱりどこからどこまでが病気の原因になるか、それはもう誰も判断できないので、個々の体質とか性格にもよるのだと思いますけれども、我々例えば長ができる範囲で、村長ができる範囲で、できればとにかく職場を明るく楽しく仕事できるような体制づくりをしていっていただきたいなど、そういうふうに考えております。1番目の質問はそこで終わります。

次に、スキー場の問題ですけれども、実はスキー場の問題、ことしの春以降ちょっとある村民から電話が来まして、どうなっているんだと。それで、特にパワープラント関川の社長がわかぶな高原スキー場の社長を兼務すると、そういうのが何か原因になっていろいろ調べている人がありまして、それで私も余りスキー場の件に関しては昔からちょっと興味がありまして調べたんですけども、私が手の届かない範囲で、その人もいろいろ調べていたらしいですね。そうしたら、私反対に今度説明したら怒られまして、ちょっとおかしいのではないかと、そういうことで、今回その確認のために質問させてもらったんですけども、今スミコ・リゾートがやめて、施設全部村へ無償で譲渡され、それを引き継いでわかぶな高原スキー場が今運営していると。その運営会社ということで、例えば今関川村にもいろいろな企業があるんですけども、その運営会社として特別扱いされているような状況になっています。その辺が多分ほかの事業所、建設業それから商店からも言われるんですけども、何でスキー場ばかり補助金出したり貸付金出したりするんだと、我々困った

ときにそれやってくれるかと、そういう話を聞かされると、私も答弁のしようがありません。その辺をちょっと特別扱いする理由をひとつ聞きたいと思います。

それから、わかぶな高原スキー場の役員関係が、登記簿をとったみたいなんです、その人が。そうしたら、中身は変わっているけれども、全然変更もされていない、こういういいかげんな会社に運営を任せてもいいのかという話も聞かされました。これは、わかぶな高原が平成17年4月1日にスミコ・リゾートからわかぶな高原に変更されています。それで、役員その時点で3人いましたけれども、そのうちの1人はもう10年前ぐらいに亡くなっています。現在、これ4月、ことしの春に取り寄せたみたいですね、10年近くもそのままに登記ほったらかしにしておくような会社はいかなものかなと。

それから、もう一つ、今現在このわかぶな高原スキー場の株主、多分村長間接的になると思うんですけれども、村長は大株主だと思います。そんな中で、株主が自分の会社に自分の株主の会社に補助金出したり、それから貸付金出したりする、その辺ちょっといかがかなと、そういうふうを考えていますので、その辺、その2点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） まず、第1点であります、ご承知のように、スキー場は私ども村の冬の観光産業といたしまして大事なものであります。かつて、今伝議員が申されましたスキー場を撤退するというときに、大勢の村民の皆さん方からこれを残してほしいというような要望がございまして、どのような運営体制にするか考えながら、なかなか容易でなかったのでありますけれども、そういう民間の企業にお願いをしたところでありまして。その後、今の株式会社わかぶな高原になりまして、そういうような意味合いから、村も一時資金を貸したりしていた事実がございまして。または、一般の企業でありますので、その役員体制がどんなふうになっているか、細かいところは私は存じ上げておりません。また、村長も出資しているというようなご質問でありますけれども、私はそれができる前の株式会社関川に出資いたしておりまして、そのスキー場の今の会社の株主という立場ではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（近 良平君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） 私も、実際村長と同じに、そのスキー場が、スミコ・リゾートが撤退するといったとき、一生懸命何とか残したいということで、少しでも協力させてもらいました。その関係で、その辺のことは村長と同じに、とにかくスキー場は関川村にとって大切な観光施設だということを知り、私もそのときは一生懸命協力させてもらったんですけれども、要は今、村長はその直接の株主ではないとおっしゃられましたけれども、100%やっぱり村づくり会社からわかぶな高原スキー場の株は100%村づくり会社の出資なわけですね。そんな中で、やっぱりある程度間接的に

もかかわっているのではないかなと、そういうふうな感じがします。

それと、もう一つ、この別のやつなんですけれども、今わかぶな高原スキー場へ施設を無償で貸し付けしているわけなんですけれども、その辺に関して、ちょっと今この貸し付けした時点での会社名はまだスミコ・リゾートだったはずですが、名前は。それで変更してわかぶな高原、これが株式会社スミコ・リゾートからわかぶな高原スキー場になったわけなんですけれども、そのスミコ・リゾート、結局本当のスミコ・リゾートから経営者そのものも全部住友関係の人ではなくて、スミコ・リゾートから一時わかぶな高原、村づくり会社になって、その後わかぶな高原スキー場になったと思うんですけれども、そのとき交わした契約書、これ多分そのときは契約書を交わされているんですね、スミコ・リゾートのままの前で経営者が変わった時点では。その後、わかぶな高原スキー場に変わってからの賃貸契約書というのは交わされているんですか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 今のご質問で、私も今のこの手元に資料がありませんので、はっきりしたお答えはできませんけれども、名前がそのまま変更になったのではないかと予想されます。

○議長（近 良平君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） いいですか、4回目だけれども。わかぶな高原スキー場を設立したのが平成17年4月です。それから、平成17年1月に財産無償貸し付けについてという契約、約束事が交わされているんですね。この施設は全部貸しますと。その中で、今全部村の施設だということで、村で金を出して施設は全部整備していますけれども、この契約書を見ると、改めてそのわかぶな高原スキー場と無償で貸し付けしているのを、その修理とか保全は全部村でやりますとっている契約書が交わされているのであれば、これはちょっと破棄しなければならないですけれども、この契約書が17年1月12日、関川村長平田大六が提出した契約書を見ると、もう全部修理は相手方であるという約束になっていたんですね。それ、これはわかぶな高原スキー場とやったのではなくて、譲渡されたとき、まだスミコ・リゾートとして名前が残っているときに契約されたと思うんですよ。その辺がちょっと、これを調べている人が何とか聞いてくれというものだから、私も返事しようがないので、その辺ちょっと今回村長に聞いてみたいなど、そういうふうに思います。株式会社わかぶな高原スキー場と平成17年4月1日、これ会社設立、その後またその賃貸契約の約束事が交わされているのであれば、それは別に問題ないんですけれども、これが生きてるのであれば、今村がやっていることはちょっとおかしいなど、そういうふうに思いますので、その辺ちょっと聞いてみたい。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまのわかぶな高原スキー場、企業と村の契約につきましては、調査いたしまして、後ほどまたここで答え申し上げたいと思っております。

それから、施設でございますけれども、設備の所有者は村でございます、それを無償で貸して

いるというのが現状であります。大きな修理につきましては、私どもの村でそれをやっておりますが、小さい修理につきましてはスキー場の会社の中でやっていただいておりますのが現状であります。

○議長（近 良平君） 終わります。4回目ですので、もう5回目になります。

次に、6番、高橋忠夫さん。

○6番（高橋忠夫君） 高橋忠夫でございます。今回は、初めにバイオマス発電事業について何点かお伺いをいたします。

1点目は、5月の説明会で示されましたスケジュールの中の9月発注と、12月の敷地造成予定、それにさきの議会答弁にあった10月下旬、東京でのスターリングエンジン研修会の結果について説明をお願いいたします。また、現在の進捗状況を教えていただきたい。

2点目、さきの議会答弁で、電力会社との接続の協議も終わっているとあるが、一部では送電設備に14億円もの資金が必要という話もあります。そこで、前の行政報告会では寝耳に水のような話もありました。その内容とは、現在の2,000キロワットから3倍の6,000キロワットにすれば、その資金もメーカーで負担できるというものでありました。年間1万トンの材も確保できるかと否かという状況の中で何を考えているのか、余りにも無責任な話ではないか。しかも、2,800キロワットから2,000キロワットに縮小した理由からも、全く想像もつかないことが、あたかも当然のことであるかのような話も出ており、基本計画なるものが本当にあるのでしょうか、開いた口が塞がりません。曲がりなりにも44年間、電気技術者として飯を食ってきた私には解せないのであります。このようなことでは、村民の不信感が増すばかりです。村長は可能性を含め、どのような判断をされているかお聞かせください。

また、村長は村が事業主体でなくなったため、資金はメーカーが出すのだと村民に説明しているが、現状の2,000キロワットであれば送電設備資金は村で出さなければならないのか、村民が納得できる説明をお願いいたします。

3点目は、木質バイオマス発電と関川住民意向調査との関係でお聞きします。5「分野ごとの施策の必要性」の中に、（1）「環境問題・エネルギー問題への取り組み」があります。残念ながら太陽光と木質バイオに分けたアンケートにはなっていないのですが、「それらなどの再生可能エネルギーの普及促進」の賛成派が7割以上であります。しかし、「その他記載」に「木質バイオマス賛成」は一人もなく、「村に必要な事業とは思えない」などが14人ほどと数えられます。このことについて、村長のお考えをお聞かせください。

また、村づくりに関する意見・要望の一つに、「村では木材を使った発電設備を計画しているが、巨額の資金を投じ、また大量の木材を切り出す。これは環境問題を考えると本末転倒だと思われる。内容も怪しい、この計画はやめるべきだと思う。この発電計画のかわりに、福祉の村として全国に有名にしたら」とあった。このことについても村長のお考えをお伺いします。

4点目でありますけれども、この木質バイオ発電計画を、一度白紙に戻すことを考えられたらどうかということでもあります。

さきの議員研修会で、講師から、関川村の一番問題であるこの発電計画について、いわば忠告がありました。それは、第三者を通しての企業誘致には大きなリスクが伴うということでもあります。訴訟になった悪い例もあるとのこと。関川村の場合、なかなか先が見えないことでリスクの不安を持ちます。村民にもずるずると不安を押しつけてよいのでしょうか。どうして原子力潜水艦によいスターリングエンジンなのか、それは機密事項が多く開示できないとか、メーカーが金を出す関係で向こうの都合によるのか、そして致命的なのは、計画性もバラバラで、発電実績のないシステムによる事業、こんなことで発電事業ができるのでしょうか。村民の多くも大変心配しているし、いつまでこんなことをしているのかと怒りの声も聞こえてまいります。3,000万円の貸付金を返してもらい、打ち切るべきという声もあります。村長の考えをお伺いします。

次に、住民自治と若者定住対策及び財政問題についてお伺いします。

先般、研修視察で「奇跡の村」と言われ全国的に有名な長野県下條村を訪問しました。幾つかの数値で関川村と比べると次の通りです。

1、下條村では資材を支給し、住民が道路整備などをする。補修した道路は1,400カ所を超える。村長は、「自治体の体質を強くするのは住民であり住民の責任、住民が自治に是々非々の姿勢で積極的にかかわり、住民の力で自治体の力を引き出していかないといけない」と言っています。関川村で、住民を自治に巻き込むには何が大事か、村長のお考えをお聞かせください。

2、業者に頼らない資材供給事業で金を浮かせ、その6億円で公営住宅を建て、人口減に歯どめをかけたという。家賃は民間住宅の半額程度2LDKで3万3,000円、村の行事への参加と消防団加入等が条件であります。戸数は174戸以上、若者を呼び込むため結婚の予定がある人や子供がいる家族に特に呼びかけ、医療費は高校まで無料に。関川村でも公営住宅建設事業や医療費補助を実施しておりますが、今後の見通しをお聞かせください。

3、下條村の財政健全化は数値が示しています。その要因の一つかは特定できませんが、ピーク時50人いた職員は現在39人ということです。ただ減らしたのではなく、意識改革と民間研修での効率化を追求、残業はありません。関川村を顧み、このことについて村長の考えをお伺いします。

4、お互いに報告をした数字と思いますが、関川村の40年推定人口について村長の感想をお聞かせください。

5、関川村、下條村も「全国小さくても輝く自治体フォーラムの会」の団体会員になっています。また、下條の伊藤喜平村長は理事であると聞きます。その奇縁も生かし、交流研修の促進、例えば、両村とも村づくりの重点課題として人口減少を掲げています。村民の気軽な相互訪問が実現したらと思いますが、村長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま高橋忠夫議員から2つのご質問をいただきましたので、お答えをいたします。

まず、木質バイオマス発電事業のことについてでございます。

村が木質バイオマス発電事業に取り組んでおります目的などは、9月議会の一般質問でも詳細にご説明してまいりましたので、ご質問がありました4点について、順次お答えをいたします。

まず、第1点であります。事業のスケジュールにつきましては、9月議会におきましても高橋議員のご質問に「事業費全額を他人の金を当てにしているために、その状況によって動かざるを得ない」ということをご答えいたしました。現在もその状況は変わっておりません。

また、10月23日に東京で開催されました日本スターリングエンジン普及協会主催の「第9回スターリングエンジン講習会」には、担当職員1名を出席させました。その報告によれば、講演会では純粋なスターリングエンジンについての取り組みが主な内容でありまして、関川村に設置しようとしているようなスターリングエンジンを改良した斬新な方式については言及されていなかったということでもあります。

現在の進捗状況についてのご質問であります。本日の本会議終了後に時間をいただき、行政報告として詳細にご説明することにしております。まずは、資金の確保が進展しておりますので、各分野で早急な取り組みが重要になりつつあるという状況でございます。

2点目は、事業についての認識のご質問であると承っております。

今、関川村は急速に少子高齢化が進行しておりまして、その対策が急務であります。これまでも、精一杯の努力をしてまいりました。しかし、他の地域からの移住を促進する場合には多くの条件があります。まず、働く場所の紹介、住宅の提供、子育て支援、教育環境、生活環境などの定住条件を提示して宣伝活動をしなければなりません。

地方への移転に関心がある方々の意向調査によれば、第1に、生活に欠かせない収入の確保のためには働く場があるかどうかということが最大の関心事であります。先般、新潟で行われた講演会には、村の幹部や議員の皆さん方もご参加されておりましたが、講師のお話では、結びに「企業誘致は簡単でないので、地域資源を活用して産業を起こして、雇用の確保を図る必要がある」ということでありました。私も同感でありまして、そのためにこの事業を進めているのであります。ご理解をお願いをいたします。なお、事業に直接かかわる経費についての村の負担はございません。

次に、第3点であります。住民の意向は反対意見が多いので、この事業をとりやめ、福祉の村として有名にすべきではないかというご提言でございます。

反対の意見もあるということも十分承知をいたしております。また、事業は推進するべきという

賛成のご意見もございます。反対意見の要因の一つには、村からの十分な説明がないため理解されていないというものもございます。情報不足は私の努力不足で、この点につきましては申しわけなく思っております。また、ご意見にありますこの事業の推進と福祉の充実はそれぞれ別のものと考えておりますので、雇用の機会の確保も福祉の充実もどちらも大変重要であると私は認識しておりますので、一層努力いたしたいと思っております。

第4点目のご質問でございます。不安があるこの事業を白紙に戻すことは考えられないかというご趣旨でございます。

まもなく増資を行えば、株式会社パワープラント関川の出資比率は20%に低下をいたします。この事業の将来性に期待して出資意向を示してくださる会社もあります。また、既に資金の確保が進展しておりますので、事業は推進できるものと考えております。

県内では、既に着々と進展しております木質バイオマス発電所がございます。また、県知事からも関川村の事業に対して早い着手を期待していただいていることもありまして、何とかこれを早期に進めていきたいと考えております。

なお、株式会社パワープラント関川への貸付金は、この議会に提案いたします補正予算で返済金の受け入れと基金への積み立てを計上しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2番目のご質問であります。住民自治と若者定住対策及び財政問題についてであります。

ご質問は、議会の皆様方がさきに視察研修されました長野県下條村を例に挙げておられます。下條村は、全国的にも行政改革などの先進自治体として紹介されているところでありまして、村づくりの面で大いに参考にすべきと承知をいたしております。しかしながら、関川村とは面積や気候条件、周辺自治体の環境など、一概に比較できない点もありますことを、まずご理解いただきまして、順次ご質問に答えさせていただきます。

初めに、住民を自治に巻き込むには何が大事かということについてであります。その方法といたしましては、村の指針であります村民憲章にも挙げております「協働」という考え方があります。全て行政に任せるのではなくて、住民と行政が連携して取り組むという趣旨であります。関川村の活性化は、54の集落と9つのコミュニティー組織の活動がありまして、それぞれが元気になることによって村が活性化する基礎となると考えております。そのような意識の醸成が基本になろうかと思えます。村民の皆様方が、集落やコミュニティーの活動に参加していただくことが村づくりにつながると思っておりますので、村でもさまざまな場面で村民に呼びかけながら、この「協働」という考え方を普及していきたいと考えております。

2番目に、公営住宅建設事業と医療費補助に関するご質問でございます。

村には、法に基づく住宅が5カ所、そのほかの住宅が3カ所あります。かつては国の補助金を活用して整備しておりましたが、居住される方の所得に制限を設ける必要があるなど、柔軟な居住対

策が講じられないため、村の単独予算でも整備をいたして、若者に入居条件を絞った住宅、メゾン下関も建設しております。現在、第3期事業として5世帯が入居できる住宅を整備中であり、3月の完成を目指しているところであります。

他の市町村ではやっていない宅地分譲事業は、これまで4期にわたって実施いたしましたが、合わせて66区画を分譲してまいりました。今後も定住対策の一つとして、住宅の整備や宅地の分譲を行ってまいりたいと考えております。

医療費の助成につきましては、昨年度から高校を卒業するまで対象者を拡大いたしまして、通院、入院費の助成を行っております。県内自治体でも手厚い取り組みをしているところでございます。県では、来年度から子供医療費助成の交付金として支給することにしておりますので、これらの財源を有効に活用して、医療費助成の継続をしていくことにしております。

3つ目でございます。村職員の体制と効率化に関するご質問でございます。村の職員数は、平成27年度で111人となっております。ほかの自治体と比較する場合、産業構造や人口など全国の市町村を35のグループに分けた類似団体との比較があります。人口に対する職員数の割合は、この類似団体と比較いたしますと、ほぼ平均並みであります。関川村は下條村の約10倍の面積がありますので、どうしても職員が多くなります。

その職員数は、ピーク時のとき約140人からございましたが、30人削減してまいりました。しかし、事務の増加によりまして、現職員数でさえ限界となっており、職員への過重な事務量も、先ほどの心の病の原因の一つであるような気もいたしております。今後数年間で、幹部職員を初め大勢定年退職する見通しでありますことや、将来の職員の人事の構成から、計画的な人事行政が必要であると考え、それに沿った対応をいたしているところであります。

また、職員一人一人の能力を高めて行政事務処理することは重要であります。村のことはもちろん、国内外に関するさまざまな情報を共有いたしまして、階層別研修への参加や職員研修講座などを開催するほかに、来春から始めます人事評価制度、これの活用を含めまして、前向きな思考で行政が進められるように自己啓発の機運を一層高めてまいります。また、県との人事交流も行っておりまして、職員の資質向上、人的ネットワークの形成などその効果を期待いたしておりまして、今後もこれを継続していきたいと考えております。

次に、人口推計に関するご質問であります。

総合戦略と人口ビジョンの骨子につきましては、議会最終日の本会議終了後に時間をいただきまして、行政報告の中で説明させていただくことにしておりますが、このたび策定いたしました人口ビジョンにおきまして、45年後の平成72年、2060年の目標人口を3,400人といたしました。かなりの減少ではありますが、私は人口の年齢構成も重要だと考えております。現在の人口構成は、65歳以上の老年人口が39%であります。目標は33.3%としております。また、14歳までの年少人口は、

現在9.4%であります、これを15.6%まで引き上げたいという目標にいたしております。

いずれにいたしましても、若者の定住が一つのポイントとなっておりますので、各種取り組みを総合的に実施していく必要があると、改めて認識いたしているところであります。

最後の項目でございますが、下條村との交流のことでございます。

ご指摘のとおり、関川村も「小さくても輝く自治体フォーラム」に当初から加入しておりまして、過去に関川村村民会館で総会とフォーラムを開催した経緯もございます。また、自治体フォーラム主催の研修会などに村の職員を参加させておりますので、まず職員同士の交流から取り組んでまいりたいと考えております。

全国には、手本とすべき優れた政策を実施している自治体が数多くありますので、それらを参考とするためにも、下條村と同様に見聞を広めるために交流を促進したいと考えております。ご理解をくださいますようお願いいたします。

○議長（近 良平君） 休憩します。25分まで。

午前11時11分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高橋さんの再質問からどうぞ。

○6番（高橋忠夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど、村長から行政報告ということで、報告会でバイオマスの詳しい説明があるという話も伺ったんですけども、まず一般質問、再質問するとしても、一般質問の通告が締め切られると、待ってましたというタイミングで新しい予測もできないような事実が出てきているような感じがいたします。私が考えている質問にも支障を来すわけでございます。偶然かもしれませんが、事実であれば問題であり、改善をしていただきたい。まずその1点を言っておきたいと思えます。

（「どの点ですか、何を改善する」の声あり）いや、改善というんですかね、もしその一般質問の通告以前に新しいことがわかれば、知らせてもらいたいということです。通告が終わって、その新しい事実が聞こえてくるとなかなか、こういう質問したのにもうこうなっているのかなという話も聞こえてくるわけでございますので、その点なんです。質問、一般質問の通告の前にわかった話であれば聞かせてもらいたいと思えます。（「それは次の議会でやります」の声あり）はい。（「どうぞ続けてください」の声あり）それで、私が耳にしたところなんですけれども、はっきりしたことはわかりませんが、その敷地造成も始まっているとか、その契約が締結されたという話を聞いております。その中で、契約が締結されたということを前提でお聞きしたいと思えますが、よろしくお願いたします。

まず、その契約ですが、いつ契約されたのか教えていただきたいと思います。それから、契約書、仕様等も含め、契約内容をぜひ開示していただきたい。発電出力は、先ほども一般質問の中で6,000キロとかという話も出てきているんですけども、2,000キロワットで変更はないのでしょうか。ここまでひとつ答弁をお願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） まず、最初の前提のご質問でありますけれども、質問の前の情報もあるのではないかというふうなご質問でございますけれども、今月になりましてから変わった状況が幾つかございます。そういうふうなことで、ご質問の以前の状況はそのままの状況であります。現在の状況は、後ほどまた行政報告で申し上げますけれども、当初申し上げておりましたのは、エンジン会社が資金を持ってここへ来る、それには変わりはありません。また、それを受けて仕事するのはパワープラント関川でありまして、私どもと直接、そのアメリカの会社と村と契約ということはございません。

それから、発電規模でありますけれども、当初6,000キロ、それから中間で2,000キロになりました。また、今月になりましてからそれが6,000キロに戻るといような話を承っております。それに伴います材の確保につきましては、それに必要な分の確保は3つの団体から確約をいただいていると承っております。

以上であります。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） それでは、続きまして東京での……いいですか。（「ちょっと敷地と契約の話」の声あり）

○議長（近 良平君） では、補足、村長。

○村長（平田大六君） 敷地と契約はまだいたしておりません。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） 続きまして、また質問させていただきます。

東京での研修会にはスタッフが行ってこられたと言っておりましたけれども、果たしてその発電用として使えるようなスターリングエンジンは存在したのでしょうか。

○議長（近 良平君） それでいいですか、3回目ですよ。（「はい」の声あり）はい、どうぞ、村長。

○村長（平田大六君） 以前から申し上げておりますように、その私どものところへ来るエンジン構造につきましては、特許とかそういうのがありまして、私どもは今回来る予定になっておりますそういうもののエンジンの中身については承知いたしておりません。また、東京での研修会は、小型のエンジンというものでありまして、私どもの考えておるのとは少し違うという状況で報告をいた

だいております。また、原理的には、以前も申し上げましたように高圧の中で蒸気を処理して、200気圧とかそういう高い圧力で蒸気を送り込むという基本的なものについては変わらないというような話を承っております。

以上です。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） それから、送電線の設備の資金なんですけれども、その6,000キロにしたというところで、それもメーカーで負担することと理解していいのでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 接続の経費につきましても、全てアメリカから来る資金でやるということになっておりますが、まだ電力会社と細部につきましては話し合いが最終的な結論まではいっておりません。このような手続は、かなりの日数がかかるのではないかとこのように予想されます。

○議長（近 良平君） 高橋さん、回数超えていますので、大きな2の項目のほうの質問に移ってください。

○6番（高橋忠夫君） そうですか、わかりました。

2の地方自治、また定住住宅、また財政問題については、村長からそれなりの回答をいただいておりますので、再質問はしなくてもいいんですが（「はい、わかりました」の声あり）その分バイオについてはだめですか。（「だめです」の声あり）はい、わかりました。それではありがとうございます。

○議長（近 良平君） 次に、3番、小澤 仁さん。

○3番（小澤 仁君） 議席3番の小澤です。よろしくお願いいたします。

私は、今回一般質問で少子化対策というテーマについて質問させていただきます。

平成24年8月に国のほうで成立しました子ども・子育て支援法を含む子ども・子育て新支援制度というものがあります。この中に、地域の実情に応じた子ども・子育て支援があり（教育、保育施設を利用する子供の家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭の子供を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する）とあります。

当村における子ども・子育て支援についてお伺いをいたします。現在の待機児童数というのはゼロ人というふうに聞いておりますが、3歳児未満の保育園の利用状況についてはどんなふうになっているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 小澤議員の少子化に関するご質問をいただきましたので、お答えをいたします。

子ども・子育て支援法によりまして、本年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されてお

ます。新制度では、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに約40万人分の保育の場を確保いたしまして、待機児童の数を減らすことを目的といたしております。その内容であります、認定こども園などの施設整備とともに、地域の保育ニーズを把握した事業計画を策定して、待機児童問題を解決することといたしております。

関川村では、これに伴いまして「関川村子ども・子育て支援事業計画書」、これを策定いたしました。この計画は、村民の皆さんと学識経験者、関係団体の代表の方々から構成されました関川村子育て支援ネットワーク協議会の委員の意見や、子育て支援に関するニーズ調査、これによりまして保護者の意向も取り入れた内容となっております。

その計画書には、村がかかわります事業として8項目ほど入っております。その事業の一つといたしまして、地域子育て支援拠点事業があります。

村では、子育て支援センターを設置いたしまして、乳幼児を持つ保護者や乳幼児に交流の機会を提供して、子育てについての相談や情報の提供などの支援を行ってきております。また、一時預かりの事業といたしましては、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児を対象にしております。

なお、現在の関川村の保育園の利用状況でありますけれども、入園児童数は下関保育園が113名、大島保育園が31名、合わせて144名であります。未満児保育の内訳は、0歳児4名、1歳児8名、2歳児24名で、合わせて36名となっております。ご質問の待機の児童はゼロとなっております。

以上であります。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 今待機の児童がゼロだというご回答をいただきました。では、3歳児未満の未満児保育において、その母親、お母さんが次の子供さんを出産のために産休を取得し、その後1年間の育児休暇を取得するケースがあるかと思うんですが、今年度産休明け育児休暇に入られたお母さんの家庭で、3歳児未満の子供さんが保育園施設を一時戻されて、家庭での育児にしてほしいというふうに言われているということをお聞きしました。

平成27年11月4日、保育園に登園している児童の保護者に向けて書簡が出ております。「保育園を利用しているお子さんの母親が妊娠・出産をして育児休業を取得する場合の保育について。当村では、3歳児未満児のお子さんが保育園を利用している場合には、保育園から声かけをさせていただき、家庭保育の協力をお願いしていました。保護者の方からのご意見や社会の変化、平成27年度より保育に関する国の制度が変更になったこと等を考慮して、当村でも平成28年度から、3歳児未満児について保護者の希望があれば、育児休業中でも継続して保育園を利用していただけるようになりますので、よろしくお願ひします」と住民福祉課長名で文書が出ております。また、来年度の入園申込書、保育園へ入園できる基準というのが出ておるのですが、（9）育児休業取得時に既に

保育を利用している子供がいて、継続利用が必要である。という項目が追加されております。今年度、こういった育児休業中で保育園育児というのを家庭で保育してくださいというケース、何例ぐらいあったかというのについてお聞かせください。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） その数字につきましては、担当課長からお答えをいたします。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） 育児休業中の人数については、現在私のところに資料がございますので、ちょっと即答できません。申しわけございません。後ほど調べまして報告させていただきます。

○議長（近 良平君） どれくらい調べられますか。下に行ってきてもいいよ。休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

では、福祉課長お願いします。

○住民福祉課長（中東正子君） 大変お待たせしました、済みません。

育児休業している人が何人いるかということは把握はできませんけれども、申請がございましたのは2件ほどございました。平成27年は、今ほど小澤議員さんがおっしゃったように、ご家庭で協力をお願いしますというようなお願いをしておりますけれども、やっぱり他県の社会情勢とか見ますと、これからは保育で見るべきではないかという話し合いがなっておりまして、平成28年からは見るという、保育させていただくという方向に変えることにいたしましたので、ご承知願いたいと思います。

以上です。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 中東課長、済みません、走っていただいてありがとうございました。寒かったのが温くなったのではないかと思います。

村長のほうからも常々お聞きしております、子育て支援を厚くし、村民の宝である子供たちをふやしていきたい、村民がこれからつくってくれる子供をふやすことも大事なことですし、また先ほど高橋忠夫議員からの質問の内容にもありましたように、下條村を見てみると、近隣他市町村から子育て世代が移り住んできていると。例えば、この関川村で子供支援がこのぐらい手厚いですよということが広まったときには、そういった状況も十分考えられるのではないかなと私は考えております。

今住民福祉課長のほうから、そういった声も反映させ、28年度からそういうところは全部施設保育でという方向というお話は伺ったのですが、今日は12月10日であります、3月までにそういった状況にある家庭が、今ちょっと私も把握していないのですが、もしあるとするならば、4月からと言わずに、もうすぐにそういった方向で見ていただけるような環境をつくっていただければよろしいのではないかなというふうに私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま小澤議員のご希望、全く私も同感ではありますけれども、こちらのほうの体制の問題もあろうかと思えます。それに見合うだけの保育士の数を準備しなければならない、そのような状況もありますので、本年度内の実現、なかなか容易でないというように私は予想いたしております。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 新しい園児を入れてくれというお話ではなくて、今現在3歳児未満で登園している子供たちが、お母さんが次の子を出産して育児休暇に入ったときに、家庭保育にしてほしいということをやめて、そのまま施設保育にするわけですから、今いる人員の対子供さんの数がふえるわけではないので、むしろ減るところを減らさずにやってほしいということなので、施設のその体制というのはそれほど影響しますでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまのご質問、ご希望ではありますが、それに努力をするように検討させていただきます。また、その可能性についてどのような状況であるか、担当課長にも少し説明をさせます。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） 保育士の数という、規定どおりの保育士を配置させていただいておりますけれども、現状では少し障害をお持ちのお子様も見ておりまして、やはり少し重度のお子様ですと、1人がずっとつきっきりになっております、お昼寝もできない子供さんもいらっしゃいますので、配置はあるんですが、そこの厳しい状況なので、今大変保育士にも有給も我慢してもらっているような状況というふうに園長にも聞いておりまして、大変厳しい状況なので、今ここで即答はちょっと私のほうではできませんけれども、努力する必要があると思っております。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） また議長に、質問でなく回答を求めない話は一般質問では控えるようにと言われるかもしれませんが、これだけ子ども・子育て支援を必要だと言われている状況の中なのであれば、やはりそういった体制をもう早急に今から考えていただいて、来年度以降はしっかりとした保育施設、実際にいる職員の方の負担がふえるということは、やっぱり子育てに問題があらうか

と思いますので、それも考えた人員の配置というのを十分考慮していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまお答えしたとおりでありますけれども、今担当の課長の報告にもありますように、保育士の勤務、なかなか容易でない。先ほどの最初の伝議員のご質問にも、村長へのレポートの話もありましたけれども、かなりの人数の保育士から、土曜、日曜勤務で代休をとるというような決まりになっておりますけれども、なかなか代休がとれないというような状況も報告、レポートに書いてありますので、さっきの課長のお話のように、なかなか勤務が容易でない、そういう状況もありますので、それらのこともありますし、春に人員の体制とかそういうものも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（近 良平君） 休憩します。1時まで。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど、9番、伝さんの一般質問の中で保留された項目がありましたので、その説明の申し入れがありました。これを許可します。

村長。

○村長（平田大六君） 先ほどの伝議員の一般質問で、スキー場の使用貸借契約につきましてのご質問をいただきました。資料によりまして報告を申し上げます。

まず、私どもがあの設備をいただいてから、株式会社スミコ・リゾートという会社で使用貸借契約をいたしております。それが平成17年1月17日であります。その後、その春になりまして、その同じ年の4月1日に、スミコ・リゾートという名称が変更になっております。今の名前の株式会社わかぶな高原、こういう名前に変更になっております。それが4月1日であります。その変更の理由は、もとの会社であります住友建設から住友の名前を使うのを遠慮してほしいということで、わかぶな高原という名前に名称が変更しております。したがって、名称変更でありますので、そのままの使用貸借契約書をそのままずっと引き続いてきて今日に至っているということでございます。

以上であります。

○議長（近 良平君） 一般質問を再開いたします。

4番、加藤さん。

○4番（加藤和泰君） 議席番号4番、加藤和泰です。お願いします。

今回は、少子化による中学校部活動の存続について、村の考えをお聞きします。

少子化が進んでいる今日、一つの中学校の中で部活動の存続が厳しい種目があると伺います。団体競技が存続できない場合、個人競技を選択することは可能かもしれません。しかし、団体競技、個人競技、それぞれから学ぶべきところがあり、スポーツを通じた人材育成の意味合いでも、生徒が希望する部に入部できるような取り組みを検討できないでしょうか。

また、どうしても一つの学校で部活動を正常に行うことができない場合、例えば村上市など近隣の学校との合同部活動という考えはありますか。このことは、近隣の中学校でも同様の問題があるかと思われませんが、もし既に広域的にそのような検討を始めているようであればお聞かせください。お願いします。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） ご質問いただきありがとうございます。私にとって、これが議会初答弁であります。よろしくお願いします。

部活動につきましては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものがあり、人格形成に有益なものであると受けとめております。

しかし、関川中学校では、生徒数の減少から学級減が進み、配当教員数が減少しています。このことに伴って、中学校では部活動の安全管理上、やむを得ず募集停止しなければならない状況が出てきています。具体的には、剣道部が平成27年度で活動を終了します。一方、少子化に伴って、学校に限らずスポーツ少年団の加入人数も減少しています。これらのことから、村では平成25年度から青少年育成関川村民会議と小学校、中学校及びスポーツ少年団指導者がスポーツ懇談会を開催し、情報や意見を交換してきており、今後も関係機関、関係団体と連携を図っていきたいと考えています。

合同部活動についてですが、中学校体育連盟では、1つの学校でチームを組んで大会に出場できない場合は、他校と合同で大会に出場できる制度が設けられています。関川中学校では、平成26年度は野球部が村上第一中学校、朝日中学校と、27年度は吹奏楽部が神納中学校、岩船中学校と合同チームとして練習し、大会に出場しています。今後も単独で出場できない場合は、同様の対応をするものと受けとめています。近隣の中学校でも同様の問題を抱えていると推察しておりますが、現段階では具体的な広域的合同部活動設置の動きはないものと把握しております。

以上です。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。合同部活動のことでご答弁いただいたんですけれ

ども、恐らく想像するに、他校と組み合わせると出るといふ、そういうことがあるそうですけれども、練習等を一緒に行ったりするときに何か弊害があったり、そういうことがあるのではないかなと思ふんですけれども、そういったことについては、何かそういった情報があるかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 合同チームとして参加し、吹奏楽部などは関越大会で金賞受賞というすばらしい成績をおさめましたが、具体的にどのような問題点、課題があるか耳にしておりませんので、また校長と連絡をとりまして把握して、教育委員会として解決可能なことについては検討してまいりたいと思っております。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。関川村は本当に人口は少ない中なんですけれども、とても周りの町村からもスポーツの盛んな村というふうに印象を持たれているというふうに思っております。引き続きスポーツの面でも周りに誇れるような優秀な人材を輩出できるような環境づくりを、教育面のほうからもお願いしたいと思っております。終わります。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 教育委員会としても、スポーツ面について活発になるように、関係部署と連携しまして最善を尽くしてまいりたいと思っております。

○議長（近 良平君） 次に、7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 議席番号7番、高橋正之です。よろしくお願いをいたします。

人口減少の対策について、それから移住関係についてお聞きをいたしたいと思っております。先ほど高橋忠夫議員さんが質問をされましたことについて、重複すると思っておりますが、ひとつよろしくお願いをいたします。

10月に議員研修で長野県の下條村が視察先となりました。全国的にも奇跡の村として知られておりますが、ぜひ行ってみたいところでありました。しかし、残念ながら都合が悪く参加できませんでしたが、下條村のいろいろな施策内容や取り組みについての視察の資料をいただきました。その中で、人口対策について先見的な施策をしている下條村でさえマイナスであります。そこで、関川村の人口減少を少しでも緩和できる対策があるか、お考えをお伺いいたします。

また、移住関係についての取り組みなどありましたらお伺いしたいと思っております。ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 高橋正之議員の人口減少緩和対策についてのご質問にお答えをいたします。

関川村では、これまでもその時々で人口推計を行ってまいりましたが、このたびは第6次関川村総合

計画と地方総合戦略の策定に合わせまして、人口ビジョンを策定いたしました。

平成22年の国勢調査人口は6,438人でありましたが、本年の10月に行われました国勢調査では、独自集計では5,800人台になる見込みであります。人口ビジョンでは、このままの減少率が続きますと、45年後の平成72年、2060年には2,000人台になるという推計があり、そこで、出生率を向上させ、流出人口と流入人口を均衡させることを条件といたしまして、45年後の人口を3,400人にするという目標を掲げることにいたしましたのであります。

人口減少対策は、出生・子育て対策だけではなくて、人の定着、流入を図るための取り組み、また交流を促進するための取り組み、雇用対策や居住対策などあらゆる分野における総合的な対策が必要であります。このようなことから、例えば出生・子育て対策といたしましては、子供の医療費助成、保育料の軽減、小中学校の給食費助成、高校生の通学助成など財政的な支援を初めといたしまして、多様で柔軟な保育や教育サービスの充実などを図ってきておりますが、さらにそれを拡大していきたいと考えております。

また、定住、交流につきましては、働く場の確保と拡大、空き家の活用や交流居住、大学生などがUターンできる環境整備、住宅や宅地の整備など、積極的に取り組みたいと考えております。各種取り組みを総合的に展開しながら、目標を達成できるようにしてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたくお願いいたします。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） 大変ありがとうございました。定住を希望している人に、村の土地を激安で提供するとか、例えば村の今あるアパート、一戸建て住宅を安く売却するなどのお考えなどはあるものでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） そのような考えも持っておりますし、先ほどのご質問でも答弁申し上げましたように、来年の春から5世帯分の募集を開始、3月末に予定しております。それは、若者に提供できる住宅ということで、今建設中であります。また、この村に住みたいという方もおられるようでありますので、その人たちに空き家を紹介したり、そういう窓口も今担当も設けておりますので、それもまた積極的に活用いただきたいと思います。空き家の場合には、議員もご承知のようにいろいろな法律的な制約もありますし、あるいは持ち主、あるいは地域との関係など、いろいろなクリアしなければならない問題もありますけれども、そういうのを踏まえながら対策をしていきたいと考えております。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） では、移住関係の情報などはどのようにされておるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） それでは、担当のほうであれば、今担当からも申し上げますけれども、私が承知いたしておりますのは、1人移住したいという方がいらっしゃいます。県外の方でいらっしゃいます。担当の課長のほうでわかりましたら、それ以外のことが何かあったら課長のほうから説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 担当は企画財政班のほうで担当しているのですが、情報収集等の収集だけでありまして、いまだ具体的に実現したというようなものは、今のところございません。今後ふるさと情報センター等の媒体を通じまして、情報またはこれからの空き家等の情報発信、空き家調査等やって終わった段階ですけれども、今後そういうものの情報発信等もこれから検討課題にしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。私の質問は終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） 次に、2番、伊藤敏哉さん。

○2番（伊藤敏哉君） 議席2番、伊藤敏哉でございます。

周辺地域の活性化施策についてお尋ねいたします。

現在、周辺地域の活性化施策について、どのような考え方や方法で行っているかご質問させていただきます。

現在、国においては「地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを生かし、日本全体を引っ張っていく」という考えのもと、各種の地方創生施策が推進されているところでございます。このことを我が関川村に置き換えて、「周辺地域の創生は、関川村の創生であり、周辺地域と中央地域がそれぞれの強みを生かし、関川村全体を引っ張っていく」という考え方で村づくりを進めていただく必要があると思っております。

私が住んでおります女川地域も、関川村における周辺地域であります。女川地域においても、他の多くの自治体・地域と同様、少子化を初め主要産業である農林業の生産物の価格低迷による担い手の減少や高齢化、公的機関・組織の運営合理化という時代の大きな流れの中で多くの公共的な施設や公的機関が閉鎖・廃止されてまいりました。

学校・保育園関係では女川中学校、女川小学校の本校と田麦分校、女川保育園。農林業関係では、後のにいがた岩船農協女川出張所となります女川農協が統合し、組織再編により廃止されました。また、職員が常駐していました林野庁下越森林管理所女川担当区事務所も無人化されるなど、地域の村民にとりましては一つの施設がなくなっていくたびに言いあらわしがたい寂しさを感じてまい

りました。村内の他の周辺地域においても同じ状況であろうと推察しております。

ここで、周辺地域が活性化し、元気を取り戻していくきっかけ・足がかりとして、周辺地域に（仮称）地域窓口事務所の設置をご検討いただけないでしょうか。過去に村民の方から、「ふるさと会館に常駐の管理者がいてくれれば、ふるさと会館も利用しやすくなるし、さまざまな地域の活動が活発化すると思う」というご意見をお聞きいたしました。このご意見をもとに、私なりに次のような利用方法、運営方針など大まかな点を考えてみました。

①窓口事務所は、ふるさと会館または旧保育園に設置する。②窓口事務所の常駐員は地域から推薦していただき、一定の賃金あるいは報酬を支給する。③開設時間は役場本庁舎と同じ時間帯とする。④窓口事務所の仕事は、「村が提出を要請する簡易な調査ものの受付」「役場まで出向くことが困難な方の簡易な相談窓口」「周辺地域内の公共施設の巡回点検」「小中学校の夏休み期間などの施設開放」「地域内の団体・組織の一時的な事務所としての利活用」などが考えられます。⑤備える設備等は、固定電話、コピー機、ネット環境のあるパソコンなどが考えられます。

この地域窓口事務所の設置は、関川村でいまだ実施したことのない施策であり、当然実施には予算も伴うわけでございます。しかしながら、村の均衡ある発展を進める上で、これまで地域村民が公共的機関が減っていく中で感じてまいりました「心の空洞化」というものを克服して、関川村創生のための新たな一步を踏み出すきっかけにもなり得る政策だと考えております。

私のこの提案施策に対する村長のお考えと、今現在村長が進めていらっしゃる周辺地域の活性化施策について、どのような考え方や方法で行っていらっしゃるか質問いたします。よろしくお願ひします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 周辺地域の活性化ということにつきまして、今ほど伊藤敏哉議員からご質問をいただきました。そのことにつきましてお答えをいたします。

これまでの村の学校、保育園施設などの再編・統合などに対する村民や議会の皆様方、関係機関各位のご理解とご協力に深く感謝の意と敬意を表しているところであります。時代の趨勢とはいいいながら、今承りました状況は私も認識いたしておりまして、施設の統合・廃止は残念に感じているところであります。

このような中で、周辺地域の活性化に対する村の責務はますます重要になってきていると認識しておりまして、県内では先駆けてまいりました村が誇っております地域のコミュニティー、このコミュニティーの活用・活性化がまず重要であると考えております。

ご提案いただきました地域窓口事務所のことではありますが、単に役場の支所というような役割でありますと、二重行政や住民との意思の疎通がかえってとれない危惧もあるのではないかと感じております。地域コミュニティー組織に相応の財政支援を行いまして、自発的な意見から対応を促進

して自主的に運営することが望ましいのではないかと考えております。ぜひ、このことにつきまして地元での論議を促進いただきまして、その方向性などにつきましても地元のお考えを承りたい、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 私の提案施策につきまして、村の対応を詳細にご説明いただきましてありがとうございました。活発化しているコミュニティーにさらに補助等の拡充によって充実を図りながら、自主的に地域を活性化する方策をみずから地元で話し合いをとというご回答だったと認識しております。ありがとうございました。

続きまして、関連の再質問をさせていただきます。先ほどは周辺地域の活性化ということで、私が提案いたしました地域窓口事務所についてのお考えをご答弁いただきましたが、ここでは周辺地域を構成いたします集落の活性化に向けた施策に対する村長のお考えをお伺いしたいと思っております。

国が地方と東京圏がそれぞれの強みを発揮し、国全体を牽引していくこと、関川村が周辺地域と中央地域の強みを発揮し、関川村全体を牽引していくことと同様に、それぞれの地域を構成する集落がお互いに元気を出し合って、その地域全体を牽引していくということが基本であると思っております。村には54の集落がありまして、400世帯1,200人の人口を抱える下関集落を初め、世帯数10世帯未満人口20人未満という集落まで、地理的条件や産業など集落を取り巻く環境はさまざまであります。特に、周辺地域の規模の小さい集落におきましては、集落の自治機能の運営が難しくなっている現状もございます。

総務省では、平成25年3月に過疎地域における集落対策の推進要綱を定め、過疎地域の集落対策の施策を示しております。この中に、集落支援員という制度があり、集落支援員を市町村が委嘱し、集落の資源や立地、環境などの基盤、産業や就業状況から見たその集落の自立性、その集落を総合的に見た将来性などの要素を点検し、集落の住民同士の話し合い、集落と村との話し合いの中から、集落の維持、活性化に向けた取り組みを行っていくものであると理解しております。集落支援員を設置した場合は特別交付税措置が講じられ、集落支援員を自治会長、いわゆる区長さんが兼務することも可能とのことでもあります。

ここで、再度村長さんにお聞きいたします。周辺地域を構成する各集落の自治機能などの今現在の現状をどのように把握されているかについて、そして2つ目が、先ほどご説明した集落支援員制度などの国の施策についての取り組みの可能性について、そして3つ目としまして、最後に集落の維持・活性化施策を今後どのような考え方で進めていかれるのかの3点について、村長さんが常に思いを抱いているところで結構でございますので、一言お願いできればと思います。よろしく願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 3点につきましてご指摘をいただきました。

まず、第1点は、現状はどうかということ、どのように把握しているかということでありま
す。54集落の中には、いわゆる高齢化がどんどん進んでいきまして、集落だけではなかなか維持で
きないという状況はやがて押し寄せてくるのではないかと考えております。そのような中で、先ほ
どのお答えにもお話ししましたように、コミュニティーの果たす役割は非常にこれから重要である
と考えております。

コミュニティーの歴史は古く、今から三十数年前にさかのぼることができます。私どもが近隣に
誇る組織であろうと考えておりまして、かつて十数年前に村上市、岩船郡市町村合併の話が出まし
たときに、当初3圏域で300を超える集落がありましたけれども、そのまますぐ一つの大きな市にな
れば、それだけの集落を管理していくのはなかなか容易でない、恐らくコミュニティー単位であろ
うというように私は予想をしております。もしそうなった場合に、私どものコミュニティー、非
常に先進的な役割を果たすというように私は見ておりました。したがって、今過疎が進んでく
ればそれと同じような状況になりますので、コミュニティーという役割が非常にこれからも重要に
なってくる、そのように考えているところであります。

それから、2番目の支援員の制度は、最初のころから私も承知をいたしておりました。私どもの
村でそれをやっつけていけるか検討いたしましたこともございます。なかなか一歩前へ進めないという状況
がありました。最近、支援員が成功している例がいろいろ各地で見えております。また、ついこの
近隣では、栗島浦村が支援員の力によりまして村づくりに進んでいるようであります。そのような
中で、これは集落の人たちに相談しなければなりませんけれども、必要であればその支援員の活用
も考えるのもやぶさかではございません。現在は、10年前に私どもと交流を結びました国際ボラン
ティア学生協会、この人たちも集落づくりのアドバイザーとしても、私ども村としては重要に考え
ております。

また、3番目のご質問であります。今後の集落の維持ということになりますと、これはなかなか
容易でない問題が出てくるかと思えます。それは、防災関係においても集落だけでそれが維持で
きるか、その辺のところもこれから検討しなければなりません。したがって、本年春から消防
団の組織、一部の編成を変えました。また、新たに第4分団も設けまして、別な面での対応にも対
処しているところでありますので、そのようなことも踏まえながら集落の皆様方とも相談してい
かなければと考えております。

また、伊藤敏哉議員のお住まいの女川地域におきましては、伝統的に14の集落が女川郷区長連絡
協議会というものを組織されておまして、その人たちが女川地域全体のコミュニティーも含めま
したことにつきまして機能していると、大変敬服いたしているところであります。そのような組織

も、また自主的ではありますが重要であろうと考えておるところであります。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 率直なご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

今ほど、先ほど私が提案申し上げました地域窓口事務所ですとか、あるいは後段の集落支援員制度、これらの周辺地域と集落の活性化に向けた施策を進めていくためには、村長さんが今ほどご答弁いただきましたように、さまざまな課題や乗り越えなければならないハードルがあると思いますが、コミュニティというご説明が今ほどもいただきましたけれども、コミュニティ組織は確かに女川を初め各地域のコミュニティが一生懸命活躍されておりまして、運動会も復活、継続したり、敬老会等の催しも積極的にやられており、すばらしい成果を上げていると思っております。

私がお願いしたいところは、コミュニティの充実、あるいはその女川の場合であれば区長会のさらなる強化、充実はもちろんでございますけれども、やはり村民の心情からいたしますと、村役場も直接何か一歩踏み出していただいて、少ない予算で結構ですので、新たにこういうことを始めていただけるよというようなことが、村民一人一人の周辺地域へ取り組んでくれる姿勢を実感できることだと思いますし、それが安心感につながって元気な集落づくり、地域づくりの原動力になるのではないかなと確信しているところです。

最後に、もう一度村長さんのほうから、周辺地域や集落の活性化のために何か具体的な一歩を、小さい一歩でもいいですので何かちゃんと周辺地域を見ているんだよというようなことが村民に感じられるような取り組みを一つずつ実現していただければと思うんですが、最後にそれに対する意気込みなどをお聞かせいただければありがたいと思っております。お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ことしの春に女川保育園を閉園させていただきました。その際も住民の皆様方から、学校もなくなる、保育園もなくなる、つまり先ほど伊藤議員がご指摘されました心の中の精神的な面での空洞化、そういうものが地域にくるといような危惧を地域の皆さん方からも承っております。まず女川の今の保育園、これをどういう利用の方法にしていったらいいか検討をさせていただきたいと考えております。先ほどの伝議員のご質問の中にも、レポートの話も出ましたが、あの保育園のもう一回、もう一回というのは別な形で一時保育とか、あるいは子育ての支援センターとか、そういうふうに活用できないかというふうなアイデアも出ておりまして、女川地域の何かの拠点、それを取り組んでいかなければならないと考えておりますので、ご協力を賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございました。前向きなご発言を最後にいただきまして、心強く

感じております。私は女川の出身でございますので、女川地域の例を挙げさせていただきましたが、他の周辺地域も同様であると思っておりますので、決して女川だけをということではございませんので、その辺をご理解いただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（近 良平君） 一般質問を行いたいと思っておりますので、副議長と交代します。しばらく休憩します。

午後1時44分 休憩

午後1時45分 再開

○副議長（平田 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長にかわり、議長、近 良平さんの一般質問終了まで議長の職務を務めさせていただきます。

それでは、1番、近 良平さん。

○1番（近 良平君） 1番、近 良平です。一般質問を行います。

1つ目、浄化センターの増設予定地に太陽光発電施設を設置してはいかがでしょうか。

増設用に確保している大島地内の用地は、人口減が見込まれている中、利用の見通しが立たないのが現状です。せっかく多額の費用で取得した用地ですので、太陽光発電施設を建設し、下水道の会計を少しでも支援できる方策を考えるべきだと考えます。用地の向きも南に向いており、太陽光発電施設としては絶好の立地条件にあるはずですが、遊休施設の有効利用は村の方針でもあるはず、早急に検討すべきです。下水処理場の空き地利用の見通しと、空き地に太陽光発電を設置することに対する村長の考えをお伺いします。

2つ目、関川村公式ホームページを充実するべきです。

今、市町村の情報を得るために最初にすることはホームページの検索です。関川村のホームページが情報を得るために有効かといえば、余り有効ではありません。トップページが地味ですし、必要な情報がどこにあるのかわかりづらい、更新頻度が少ないので情報が古い、役に立たないホームページになってしまっています。専任の職員を配置するか業務委託を検討し、充実させる必要があると考えます。

ふるさと納税にしても、どうすればよいのかわかりにくい。よそではトップページにバナーを配置して、すぐふるさと納税のサイトにつなげるようになっていきます。クリックするだけでクレジット等で納税できます。検索の多い項目はバナー化するなど改良すべきと考えます。

ホームページの更新に対する村長の基本的な考えと、村長はホームページを一日に何回見るのか、またブログ、フェイスブック等の機能をつけ加えたホームページに再編する考えはないか、専任の職員を配置する考えはないか、外部の協力を得る気はないか、ふるさと納税の対応をホームページ

上で充実する考えはないかをお聞きします。お願いします。

○副議長（平田 広君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま、近 良平議員から2つのご質問をいただきました。お答えをいたします。

まず、浄化センターの遊休地の有効活用についてでございます。

村では、村内に点在します遊休地の長期的な利活用や遊休施設の活用など、また企業との連携によりまして地域の活性化、その他東日本大震災以降に発生いたしました危機的な電力供給の問題に対する積極的な対応策として、太陽光発電事業の誘致もしてきたところであります。

ご提案いただきました大島地内の土地についてであります。せきかわ浄化センターの敷地の面積は1万772平方メートルであります。そのうち増設を目的にした土地が約2,400平方メートルあります。ご指摘のとおり、人口減少などによりまして、平成13年以降に増設を予定していた反応槽2槽の施設は、今後しばらくの間は増設できない状況にあります。

しかしながら、この2つの反応槽を更新する際には、現在の施設を稼働させながら同程度の新たな施設を建設しなければならないこと、また大規模災害など有事の際には、処理場の処理能力が急激に低下することが考えられまして、そうした場合の「生し尿」を仮置きする場所として利用しなければなりません。そのほか、下水道施設の復旧に必要な資材、機材のストックヤードとしても必要な土地であります。太陽光発電パネルのように長期間その土地を占有するような施設の建設は慎重にしなければならない土地であると考えております。

また、この施設は、過疎地域自立促進対策法の適用を受けて新潟県が事業を代行しまして、国の補助金のもとに建設されておまして、売電を目的とした施設を下水道用地に建設した場合は、行政財産の目的外使用ということになることから、建設当時の補助金の返還などにも留意しなければなりません。したがって、この土地への太陽光パネルの設置につきましては、今後の下水道事業を取り巻く情勢を見据えながら検討しなければならいと考えております。

次に、村のホームページの充実についてにお答えをいたします。

ご指摘のように、ホームページは関川村の情報を発信しまして、広く村を知っていただくための極めて大切なものであると認識しております。現在のものは大変不備であり、何とか充実させたいと考えておりました。しかし、多額の予算が伴うことなどで今日に至っております。そこで、とりあえずリニューアルすることにいたしまして、年度内に完了するよう業務委託を進めているところであります。

改善のポイントは、サイトマップの新設、トップページの見直し、スマートフォン・タブレットの専用表示への対応、各課職員による更新の簡素化、公開後の検索サイトからデータ検索されないようにする削除データの保護などです。

ご質問がありましたふるさと納税のバナー張りつけにつきましては、今回のリニューアル作業で「重要なお知らせ」というところにアップしていく予定であります。

ブログ、フェイスブックなどへの対応は、専門職員の配置が必要などがありますことから、そのあたりの対策から検討が必要であると思っております。

今後も、使いやすく、見たくなるホームページへの充実に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○副議長（平田 広君） 近 良平さん、どうぞ。

○1番（近 良平君） おおむね想定内だったような気がしますが、さっき下水道の処理のときに、恐らく1回こっちにつくり直してそっちを壊すという、そういうことはあるのかもしれないなという事でわかりましたが、ではあの下水道というのは耐用年数どれくらいなのでしょう、何年くらいで普通は更新しているものなのでしょう。今でも恐らく100%の稼働ではないので、想定よりもっと長くなるような気がします。

それと、槽自体を入れかえるというのは、はて、必要なのか。大体は機械、中にはポンプ系統の修繕、ですから恐らく全部ポンプはサブポンプが入っていて、2台ずつ入っているはずなんですよ。ですから、敷地自体が全体的に必要なのかどうか、私はちょっと必要ないのではないかなと思えます。

それと、資材置き場に使うと、それもわかります。しかし、太陽光の場合は上だけなんですよ、下はがらあきなんですよ、ですから使えるのではないかな。

もう一つ、私が言っているのは売電しろと言っているわけではないんですよ。結果的に売電になるかもしれない。しかし、下水道施設の附帯として、例えばさっき復旧の場合があるということを言いました。その場合は停電になる。その予備電源は確かに持っています。しかしながら、あれ太陽光でもいいのではないのでしょうか。それが回り回って、要するに下水道の利用者の負担も減になる。

今聞けば2,400平米、私1反歩くらいかなと思ったら違うんです、2反4,000、これの取得には恐らく1,500万円以上かかっていますね。ですから、できるだけ遊ばせないように、あそこ今見ると草刈っているだけなんですよ。何か上だけ利用する太陽光は私は非常に都合がいいと思う。

改修時も、恐らく槽全体の改修というのはほとんどあり得ないのではないのでしょうか。もし、漏ればこれは話は違うかもしれない。例えばプールみたいにひびが入って水がたまっていない、これは大変なことになりますけれども、そのときだっぴいきなりつくるわけ、あれつくるのに1年半かかりますから、ですからそういうところの使い方というのはまずないのではないかな。だったら上は使えるのではないのでしょうか。もし20年以上の耐用年数があるのだったら、太陽光は大体20年で更

新ですから、都合がよくなる。ぜひ前向きに考えてもらってもいいのかなと思います。

過疎債の充当と県の代行という話もありましたけれども、我々はこの下水道施設を十分に活用するためにあげるんだと、単にもうけるためにやっているのではないんだよ、下水道施設を補完する設備なんだよというふうな迫り方ですね、ぜひかかわってもらいたいと思います。

公式ホームページについては、先ほど専任の職員を配置するのは容易ではないという話がありました。しかし、考えてみれば月に1回出す広報には1人専任が張りついていますね。これは毎日やるわけですよ、毎日見ないと管理できないんですね、ホームページなんていうのは。だったら、外部委託を完全にしてしまうとか、こっちの職員は管理のその毎日1回見る程度でもできますから、完全に外部委託して更新はすると、原稿はこっちから送るから、そっちであげると何か方法はあるのではないのでしょうか。今資料館のホームページはどうなっているかわかりますか。平成21年の情報が最新情報として出ているんです。これはリニューアルするということなので解消はできるのですが、でも今と同じだったら、リニューアルしたまままた5年、10年そのままではないですか。開いてみたら平成27年のホームページだったと、それでは同じことを繰り返すだけなんです。どうやってつくっていくか、また各職員にやらせたら、これもまた大変なんですよ、仕事がふえるだけなんですよ。ですから、私は人を増やさないということを言っているんです。ホームページホームページの専任の職員を置く、それでほかの職員の負担を減らす、例えばその専任の職員にこういう情報を流したいんだけど一言言えば、その人が全部やってくれて上げる。例えば外部下請けした場合は、それを外部にお願いしてやってもらう。常に更新できる体制をつくらないと同じことになります。むしろ職員の仕事はふえて、またおかしくなってしまうのではないか、大変ホームページ自体が更新できない、おかしくなっちゃうんでないか。表面だけ変えればいいのではないですよ。どうやってつくっていくか、例えばよそのホームページには、必ず村長室というのがあるんですよ。村長がその時々の方勢とかエッセイを書いています。それで、村政についての訴えもそこでしたりしているんです。そうやって常にやっていくには、やっぱりそれなりの体制が必要です。

ということで、1点目についてはもう一度附帯施設としての考え、これを検討する気はないか。2点目については、やはり職員体制と、それをバックアップする外部の体制、これについて検討する気はないか、もう一つおまけに言えば、村長室という村長の専任の書き込みのページをつくる気はないか、この4点をもう1回聞いて終わりにしたいと思います。

○副議長（平田 広君） 村長。

○村長（平田大六君） まず、1点目の浄化槽の隣に太陽光でありますけれども、私は先ほど、国の補助でやった法律的な面がネック、大きく今取り上げさせていただきました。その辺のところは、今議員がご指摘のような状況を説明して、可能かどうかの検討をさせていただきます。確かに、自

分に使う動力を自分で準備するということでありますので、大きな目的からいえばその浄化ということにつながるかと思っております。また、一方では浄化槽の耐用年数、この辺のところも、最近はこのような設備に限らず、水道あるいは橋梁などの老朽化が問題になってきておりますので、そういう際の有利な国の援助体制があるか、それも検討してみなければならぬと考えております。

次に、ホームページであります。そのような見方で私は今まで考えておりませんでしたので、新しい視点で数字的な面も検討させていただきます。また、村長のブログということでもありますけれども、私は現在平田大六村長のブログを開設する気持ちは持っておりません。ブログもいろいろなメリット、デメリットがあります。ブログ炎上というような逸話もございますので、そのブログにばかりかかわり合っているとほかの仕事ができない、そういう面もありますので、現在私のブログは開設する気持ちはございませんので、ご理解ください。

○副議長（平田 広君） 近 良平さん。

○1番（近 良平君） はい、終わります。

○副議長（平田 広君） 議長、近 良平さんの一般質問が終わりましたので、議長と交代します。しばらく休憩します。

午後2時02分 休 憩

午後2時19分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これで一般質問を終わります。

日程第5、委員長報告

○議長（近 良平君） 日程第5、委員長報告を行います。

産業建設常任委員長から報告を求めます。委員長、菅原 修さん。

○産業建設常任委員長（菅原 修君） 総務厚生、産業建設常任委員会調査報告書。

委員会を次のとおり行ったので、関川村議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1. 審査を行った日。平成27年10月22日（木）、23日（金）。

2. 参加者。

総務厚生常任委員会、伝 信男、高橋忠夫。

産業建設常任委員会、菅原 修、伊藤敏哉、小澤 仁、加藤和泰、平田 広。

随行者、議会事務局局長、事務局主査（計9人）。

3. 視察地及び調査事項。

(10月22日) 長野県下條村、人口減少対策など村づくりについて。

(10月23日) 長野県茅野市、オーベルジュエスポワール（ジビエ料理レストラン）野生獣の食肉利活用について。

4. 調査概要。

(1) 長野県下條村。

対応者、村松 積議長、総務課長。

経過

村役場会議室において、人口減少対策、若者定住対策（少子化対策）等について説明を受けた。

下條村の概要

面積38.12平方キロメートル、宅地面積1.15平方キロメートル、農地面積4.39平方キロメートル、面積の約70%が山林を占める長野県南部の農山村である。

平成26年10月現在の人口は4,002人で、年齢別人口では、ゼロ歳から14歳までの割合が県下では第4位の15.0%と高い。財政力指数は0.225と低いものの、行政と村民が一体となって経常的な経費を削減し、若者の定住促進事業を初めとした積極的な人口減少対策による村づくりを行っている。

まとめ

下條村は、企業誘致にも成功し、また近隣市に雇用の場があるなど関川村とは少し環境が違う面もあるが、小さな村が課題に取り組む姿勢は学ぶべき部分が多い。

(2) 長野県茅野市、オーベルジュエスポワール（ジビエ料理レストラン）。

対応者、藤木徳彦 オーナーシェフ、特定非営利活動法人日本ジビエ振興協議会理事長。

経過

ジビエ料理レストランにおいて、野生獣による農作物の被害の深刻さや、捕獲した鳥獣を食肉として活用するジビエ料理の推進等について、藤木氏から説明を受けた。

説明の概要

中山間地では、鹿やイノシシなどの野生獣がふえ、農作物の被害や杉やヒノキ、ブナなどの樹皮や高山植物の食害がふえ、大きな問題となっている。

日本ジビエ振興協議会は、捕獲した鳥獣を食肉として活用することによって農村の活性化につなげることを目的として創設され、ジビエ料理の普及振興に力を注いでいる。鹿やイノシシの肉は良質で低カロリー食材で、学校給食や病院食としても検討されるなど、普及活動によってジビエ料理が全国に広まりつつある。

まとめ

本村においても、鹿やイノシシ等がふえていることが予想されるため、当協議会に加入して、

加入自治体として情報交換やジビエ利活用の可能性を検討する必要がある。

以上。

平成27年12月10日。

関川村議会総務厚生常任委員会委員長伝 信男。

関川村議会産業建設常任委員会委員長菅原 修。

関川村議会議長近 良平様。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

日程第6、報告第8号 専決処分の報告について（新潟県市町村総合事務組合理約の変更について）

○議長（近 良平君） 日程第6、報告第8号 専決処分の報告について（新潟県市町村総合事務組合理約の変更について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 報告第8号の専決処分の報告についてであります。

一部事務組合であります新潟県市町村総合事務組合の構成団体の変更及び教育委員会制度の改正に伴う規約の改正でありまして、地方自治法第180条により11月27日付で専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。報告第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第7、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村一般会計補正予算（第5号））

○議長（近 良平君） 日程第7、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度関川村一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 承認第9号の専決処分の承認を求めることについてであります。

専決処分をいたしましたのは、平成27年度一般会計補正予算（第5号）であります。緊急を要するため、地方自治法第179条の規定により平成27年9月28日付で専決処分をしたものであります。

詳細は総務課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） それでは、平成27年度関川村一般会計補正予算（第5号）につきまして説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ200万円を追加させていただいた補正でございます。専決月日は平成27年9月28日でございます。

内容でございますけれども、7ページをお開きいただきたいと思います。8ページ、歳出のほうから話をいたします。

河川総務費の修繕料でございます。八ツ口の上の沢、下の沢等のブロックの底の箇所が削れまして、非常に危険な状態になっているということで、調査の結果わかりまして、これを補修するものが主なものでございます。前年度の繰越金を充当しまして財源にしております。それで、200万円を加えまして総額49億5,740万円の予算ということになっております。

以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決に入ります。承認第9号の質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより承認第9号を採決いたします。

お諮りします。本案について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、承認第9号は、報告のとおり承認することに決定しました。

日程第 8、議案第65号 関川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日程第 9、議案第66号 関川村税条例の一部を改正する条例

日程第10、議案第67号 関川村入湯税条例の一部を改正する条例

日程第11、議案第68号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例

日程第12、議案第69号 関川村村営住宅管理運営条例の一部を改正する条例

日程第13、議案第70号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第8、議案第65号 関川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから日程第13、議案第70号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例まで、以上6件を一括議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第65号から議案第70号までの条例の制定と改正議案についてであります。

個人番号、いわゆるマイナンバーに関連する条例の制定及び改正、それと村営住宅の新築に伴う条例の改正、消防団員の増員に関する条例改正であります。

それぞれ詳細は担当課長に説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 議案第65号 関川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、いわゆるマイナンバー法で定められております識別番号に基づく個人情報の相互利用について、法に定められている以外については、条例でその互いの利用を認めることを規定しておかなければならないということで、マイナンバー法第9条第2項の規定に基づきまして、ここに条例で村で使う個人情報につきまして相互利用ができる範囲を特定するものでございます。

具体的には、第4条に個人番号の利用の範囲ということで、それぞれその後出てきます別表1第4条関係、別表2の第4条関係、それから別表3の第5条関係で、それぞれ相互利用、この番号についての情報については、その次の情報についても同じ番号についての情報を相互に利用できるということが、この条例によって可能になるわけでございます。例えば、個人タクシーの利用料の一番最初の別表1のところ、個人福祉タクシーの利用助成金関係での個人情報があるわけですが、これによって得た情報によって、老人医療助成に係る手続の関係でもその情報を相互に利用できるという考え方でございます。こういうことによりまして、皆様にお手数を煩わせなくても、まずスムーズに行政執行ができるということで、この条例を設けるものでございます。

趣旨説明は以上でございます。

○議長（近 良平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（井上広栄君） 私のほうから、66号、67号、お願いいたします。

新旧対照表をお願いしますが、第66号でございます。

村条例の一部を改正する条例でございます。1ページから4ページまででありますけれども、これは徴税猶予「にかかわる分割納入の方法ということで、法律で条令でこの事項が設けられることになりました。納税者の負担の軽減を目的に、猶予制度の創設でございます。条例に追加するものであります。

8ページ、9ページをお願いいたします。

第70条、軽自動車税の税率でございますが、二輪車、小型特殊自動車の税率につきまして、平成28年度から改正するというものであります。なお、軽自動車につきましては、ことしの4月1日から新規登録された車から新税率の適用となっております。

それから、13ページお願いいたします。

附則の第15号、軽自動車税の税率の特例でございますが、軽自動車税におきましても環境対策を考えて、新規登録から13年を経過した軽自動車に対する税率を上乗せする特例措置を新設するものであります。14年目から税率を上乗せするというものであります。

15ページでございますが、15条の2、たばこ税の税率の特例でございますが、たばこ税の特例税率の廃止でありまして、一部の銘柄のたばこ税を段階的に廃止するものであります。

以上が大きな改正された部分でありまして、全般を通しまして下線が引かれた字句であります。地方税法の改正と、マイナンバー制度施行に伴う改正でありまして、所要の規定を整備するものであります。参考資料を配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、議案第67号であります。入湯税条例の一部改正についてであります。

第7条であります。温泉旅館の経営申告ということで、これにつきましてマイナンバー制度施行に伴う改正でありまして、所要の規定を整備するものであります。

以上であります。

○議長（近 良平君） 次、住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） 説明させていただきます。

平成28年1月1日から、行政機関等によるマイナンバーの利用が開始されることとなります。今介護保険条例の施行規則で細やかな改正作業を進めておりますけれども、それに伴い条例を精査し、一部改正をするものでございます。

議案第68号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例。

保険料の徴収猶予、第10条、2項の次に掲げる事項を記載した申請書とありますが、そしてその事項については、その下の1号から3号に記載しております。この部分は、関川村介護保険条例施

行規則で、介護保険徴収猶予申請書の様式を改正しますので、条例ではこの部分を削除するものでございます。

次の保険料の減免、第11条2項も同様に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を、とあります。そして、その事項については次のページに1号から3号に記載しております。この部分も、施行規則で介護保険料減免申請書の様式を改正するため、条例ではこの部分を削除するものでございます。

以上でございます。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 議案第69号の関川村村営住宅管理運営条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

表の今現在建設を進めております、下関保育園のグラウンドと宮之越住宅の間に旧平田鉄工所の倉庫の跡地がございますが、そこに今メゾンの3期を建設中でございます。これに伴いまして、管理条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表第1の2枚目をごらんください。一番下にニューメゾン下関1、Aタイプ、Bタイプ、全部で5戸でございます。これを新しくつけ加えるものでございます。

以上でございます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） それでは、議案第70号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

新旧対照表を見ていただきたいと思います。

消防団の活動として、昨今の気象状況により消防団の活動内容が、消火活動と同等に防災活動が重要視されるようになってまいりました。災害時の人手不足を補うため、昨年度から機能別団員制度を導入させていただき、第4分団防災隊を創設いたしました。防災隊創設1年目から、地域住民の理解によりほぼ機能別団員の定数を確保し、災害の後方支援について十分な活動ができるようになってまいりました。消火活動においては、積載車の増大により機動力が増し、火災対応力が増加いたしました。

今後は、消防活動においては基本団員310名で対応し、災害時は現場で直接活動する機能別団員を各1から3分団に60名配備し、防災時における現場の対応力を強化いたします。また、従来の第4分団の機能別団員は、災害時のパトロール、避難所の運営、炊き出しなどの後方支援を重点的に行います。防災隊においては、災害時の体制として、荒川右岸を中心とした隊と、荒川左岸を中心とした隊活動を行うため、防災隊長を2名とする形にしております。改正前と改正後、機能別団員が今まで60名が各分団のほうに配置をいたしまして120名として、総員を430とするという形になりま

す。

以上です。

○議長（近 良平君） 初めに、議案第65号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第66号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第68号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第69号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第70号の質疑を許します。質疑はありませんか。10番、平田さん、どうぞ。（「69号」の声あり）では、69号の質疑を許します。どうぞ。（議員の声あり）はい、では9番。

○9番（伝 信男君） ニューメゾン、これをちょっと、家賃がばか高いですけれども、これのつくりと、それからこの入居順位、例えばさっき一般質問の中でもいろいろあったんですけども、人口増加対策ということで、例えば今入居者3月ぐらいから募集するという話だったんですけども、その中で、例えばUターンとかIターンとかよそから来る人を優先するのか、ただ村に住んでいる人をそのまま同じような条件で抽選するのか、その辺聞きたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 今伝議員のご質問のような状況も加味したいと考えております。

○議長（近 良平君） 9番、どうぞ。

○9番（伝 信男君） どの程度まで加味してくれるのかどうか、例えば今Iターン、Uターン、これをぜひ優先してやってもらいたい。その辺これからやっぱり関川村の人口増加にもつながると思いますし、村に住んでいてよそへ出ていくのを食いとめるのも、これも人口増加対策の一つだと思いますけれども、できればUターンする人、Iターンする人、その辺をぜひ優先して入居させていただきたいなど、そういうふうに思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） まだその辺のところは、今のところ固まっておられませんので、先ほども申し上げましたように参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（近 良平君） 伝さん、料金のこと聞いていませんでしたか。村長、そのまま料金について。

○9番（伝 信男君） 料金、今までのメゾン下関と違って大分高いんですけども、特別な部屋割りでもあるんですか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 本当は、中身からいきますと、もっと高い料金の計算になります。それをこれで抑えていこうという考えであります。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） どのようなつくりになっているか、今現在の部屋割りとか、そういうつくり状況をわかれば教えてもらいたいんですけども。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 担当課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） つくりは、先ほどの条例の改正の表のところにございますが、木造の2階建てでございます。今現在の進捗ですけども、外壁がほぼ終わりました、年内に足場をとりまして、外構工事に入る予定です。これから冬期間を迎えますので、早目に外構を仕上げたいと考えております。なお、中身については今内装工事に入っております。部屋の数も3LDKです。今までメゾンの2と同じタイプでございます。面積もほぼ同じでございます。ただ、前は軽量鉄骨づくりでございましたが、今回は木造ということでございます。

以上です。（「何で高いのか、どうも理解できないんですが、何で高いんですか」の声あり）

軽量鉄骨に比べまして、木造の場合は高くなります。（「それだけですか」の声あり）ただ、これ村の発注でございませぬので、公募のプロポーザルでリース方式をとっておりますので、そちらの今後の契約になると思えます。今のところ、この料金設定につきましてはちょっと私のほうでは、総務のほうで担当しておりますので承知しておりませぬ。

以上です。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 前のやつとの料金の違いを述べよということですので、こちらのほうでちょっと説明させていただきます。

前のは45歳で、若者定住ということで出ていただくのを条件にしております。これは、その条件はありません。ですから、一旦入居すればずっと住めるという条件になっております。これが大き

な違いでございます。ですので、条件の中にできるだけ入るときの年齢というものは条件に加えないとは思っていますが、その出なければならぬというような条件は、この住宅にはございません。

以上です。

○議長（近 良平君） 加藤さん。（発言あり）産建だ、委員会でやってください。では、これで質疑を終わります。

70号の質疑を許します。2番。

○2番（伊藤敏哉君） お聞きします。

先ほど防災担当ということで、機能別団員のご説明をいただきましたけれども、その機能別団員を選考する何か基準、何歳以下とか、あるいは女性とか、そういう基準があったらお聞きしたいのと、その構成員に女性とか男性の割合などがありましたら教えていただきたいと思ひますし、あと通常のほかの団員との訓練の際の区分とかあるのか、その辺教えていただきたいと思ひます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 機能別団員につきましては、まず原則年齢等々の制限はございません。

こちらとして新たに分団に属する機能別団員は、基本消防団員をある年齢等で、もうちょっと活動等に大変だなというような形で本人がまず希望した場合に、機能別団員として移っていただくというようなことを考えております。基本的に、水防訓練それから各種施設の、例えば雪かきとか、そういうようなものの施設の維持管理というものを機能別団員に応援していただくということを考えております。そのような団員を設けておきたいと。何せ水防等になりますと、土のうつくりとかそういうものも今の団員ではちょっと足りないというところもありまして、そういうものを補完していきたいというふうに考えております。

第4分団の防災隊のほうにつきましては、主に炊き出しや避難所の開設、そちらのほうを主に訓練を積んで、そちらのほうに行っていきたいと思っております。現在女性団員が、まだ確かなあれではないんですけども、15～16名ほどいるのではなかったかなと思っております。また、入っていただけるというお話もいただいておりますので、機能別団員の充実も図っていききたいと。また、第4分団のほうから各分団所属の機能別団員への移転も今後調整しながら行っていききたいというふうに考えております。各分団づきの機能別団員は、各分団長の指揮命令に入ってくださいというふうに考えております。

以上です。

○議長（近 良平君） はい。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。もう一つと申しますか、今のご説明は、年輩の団員さんが体力的にきつくなったような方々を主体に機能別団員になってもらうというご説明で理解

してよろしいでしょうか。それと、訓練などは通常、例えばポンプ操法とかも春毎日のようにやるんですけれども、そういうところへの参加義務というのはどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 年齢別にいきますと、基本消防団員を退団なさるところからある程度動ける年齢まで機能別団員にいてもらいたいというふうに考えております。操法の訓練等については、それは消火活動になりますので考えておりません。消火活動は機能別団員は従事いたしません。

以上です。

○議長（近 良平君） じゃあ演習には出ないと。10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 今の機能別団員の関係ですけれども、手当はあるのでしょうか。あるとすれば、予算づけは28年度からということで考えていいんですか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 手当はございます。年間たしか8,000円程度だと思います。額については、もしかしたらちょっと間違っているかもしれませんが、大体その程度でございます。あとは何でしたか。（「予算づけは28年度から」の声あり）28年度から、このふえた分につきましては予算づけをお願いいたします。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号から議案第68号まで及び議案第70号の以上5件は、所管であります総務厚生常任委員会へ、議案第69号は、所管であります産業建設常任委員会へ、会議規則第39条第1項の規定により付託いたします。

日程第14、議案第71号 財産の取得について

○議長（近 良平君） 日程第14、議案第71号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第71号 財産の取得についてであります。

国土調査に関するソフトの購入契約につきまして、関川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例によりまして、議会の議決を求めるものであります。

詳細は、契約事務を担当しております総務課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 事業名、地籍調査事務支援システム導入事業でございます。これは国土調査でございます。その支援システムの、コンピューターシステムの一式でございます。

契約方法は、指名競争入札で行いました。指名業者は、国土情報開発株式会社（東京都）、それから株式会社上智新潟支店、株式会社オリス、以上の3社でございました。

入札金額は、1,134万円でございます、落札業者が国土情報開発株式会社でございます。代表取締役社長さんは羽田 寛さんでございます。落札率は95.5%でございます。

入札執行日が平成27年11月16日ございました。

以上でございます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、平田さん。

○10番（平田 広君） このシステムは、老朽化によつての書きかえ、借りかえ、あるいは新たに申請する、あるいは容量不足とか、その辺。

○議長（近 良平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（井上広栄君） 今まで5年リースということで、リースで借りていました。今回備品購入という形で提案させていただいたものであります。よろしくお願ひします。（「変更しなげればならなかつた理由というのは、リースが切れたということ」の声あり）5年リースがこの10月で切れまして。それで、今回備品購入という形でお願ひするものであります。リース借りた場合と備品購入では、金額的に100万円ぐらい、リースの場合100万円ぐらい高くなるということで、備品購入という形でとらせてもらったわけでありまして。

以上です。

○議長（近 良平君） いいですか。（「はい」の声あり）これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがつて、議案第71号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがつて、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第73号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第17、議案第74号 平成27年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（近 良平君） 日程第15、議案第72号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第6号）から日程第17、議案第74号 平成27年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第72号から議案第74号まで、平成27年度補正予算の3議案について一括して説明をいたします。

議案第72号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第6号）は、既定の予算総額に7,910万円を追加するものであります。事務事業の実施に伴いまして過不足を調整するのが主な理由であります。

なお、木質バイオマス発電事業に関連して、株式会社パワープラント関川に貸し付けております3,000万円につきまして、事業資金の確保が進展しつつありまして、返済してもらえる見込みでありますので、今回計上いたしまして、財政調整基金に積み立てることにしております。

詳細は総務課長に説明をさせます。

議案第73号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての詳細は住民福祉課長に説明をさせます。

議案第74号 平成27年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましても詳細は建設環境課長に説明をさせます。

以上であります。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） それでは、議案第72号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第6号）につきましても説明させていただきます。

ただいま村長が言いましたように、歳入歳出にそれぞれ7,910万円を追加して、50億3,650万円の予算とするものでございます。

11ページをお開き願いたいと思います。

歳出のほうから説明させていただきたいと思います。

まず、議会費でございます。議員定数の削減により2名分を落としております。給料は人事異動による減でございます。

それから、文書広報費、12ページですが、これはメゾン下関の新築分の受信機の関係でございます。

それから、財産管理費につきましても、役場駐車場の街灯、それから時計の撤去、街灯につきましても倒れてしまいましたので、それを新しくするというところでございます。

それから、修繕料は、旧女川教員住宅の車庫のシャッターの取りかえでございます。

積立金でございますが、先ほど村長の説明のありましたとおり、パワープラント関川運営資金の貸付金の回収金を積み立てるものでございます。

それから、地域振興費でございますが、情報通信事業費の修繕料は、光伝送路の支障移転に基づくものと、それから同じくそれに関連するんですが、広域連携事業の国道113号線の今度新しい交差点ができるわけですが、その関係での光伝送路の移設等が関係してまいります。

それから、13の委託料でございますが、木質バイオマス発電事業の業務委託料として、森林再生可能エネルギー推進協議会への委託、今後東北電力等や経産省との折衝関係等の業務の委託でございます。

それから、積立金でございますが、メゾンリース料の分の起債を起こしまして、それを積み立てるものでございます。

税務総務費につきましては、先ほどのリースとそれから新規購入に伴うものの間の委託料でございます。

戸籍住民台帳関係は、マイナンバー関係でございます。

それから、選挙管理費でございますけれども、平成28年の6月から選挙年齢が引き下げ、18歳からになるわけですが、それに伴う名簿システムの改修の料金、委託料でございます。

社会福祉費でございますが、社会福祉費の給料関係は、人事異動による1名の増でございます。

繰出金関係は、事業精査による増減でございます。

それから、社会福祉費につきましては、これは予算不足でむつみ荘関係で修繕料が足りないということであります。

心身障害者福祉費でございますが、過年度の精算返還金でございます。

それから、保育園管理費でございますけれども、修繕料と予算不足でございます。

それから、保健衛生費でございますが、人事異動関係による増減でございます。賃金につきましては、職員の産休代替で、保健師の分でございます。

続きまして、17ページ、給料職員手当関係は、人事異動による農業委員会の関係でございます。

それから、一番下の商工労働費でございますが、えちごせきかわ雪まつり補助金、県の商工会連合会の補助金も確定し、村の分も補助するということで35万円計上させていただいております。

19ページでございますが、観光の修繕料、細かい修繕が3カ所、4カ所ぐらいございます。道の駅の看板の基礎や、セーブオンの大型看板の修繕等あるんですが、その他150万円ほど概算枠を、いろいろ風等が心配されますので概算枠を持ってございます。

消防団の運営費は、第4分団の防災隊の組織固め等いろいろありまして、費用弁償が増嵩しております。

スクールバス関係でございますけれども、運転員の欠員期間分の減額と欠員期間分のシルバーへの委託分でございます。

社会教育費関係は、いろいろな施設の修繕にお金がかかってございます。

それから、文化行政費につきましては、原材料及び使用料等々の予算の組み替えでございます。

保健体育費につきましては、人事異動による減でございます。

歳入のほうをごらんいただきたいと思います。8ページでございます。

民生費の国庫負担金は、事業精査によるものでございます。

選挙費の名簿システムの改修につきましては、満額は来ませんで、村の選挙もあるので、大体こんな感じになってございます。

それから、遺跡発掘の調査について、事業精査による増でございます。

県支出金につきましては、民生費は事業精査によるものでございます。

それから、農林水産業費、教育費の県補助金につきましても、事業精査によるものでございます。

前年度繰越金につきましては、299万円計上させていただいております。

貸付元利金、元利収入は、先ほど村長からもお話ありました、資金のめどがついて、その貸付金についての回収金を計上してございます。

雑入でございます。村有施設の共済金の受け入れ407万4,000円は、女川工業センターの火災の共済金を受け入れるものでございます。

それから、工事支障施設補償料につきましては、290号線の今改良をやっておりますが、それと国道113号線との交差点の改良補償分でございます。

それから、畜産団地の設備更新の負担金の受け入れにつきましては、脱水機の更新につきまして、これは過年度やったわけなんです、それぞれ年割りで各受益者について負担をお願いしているわけですが、山口ファームより2年分繰り上げて償還したいということで申し入れがあって、83万円計上するものでございます。

それから、土木費の若者住宅共同住宅事業債につきましては、メゾン下関のリース料に対する起債でございます。

7ページに地方債補正を記載しておりますが、今申し上げましたメゾン下関のリース料のものについて追加させていただいております。

一般会計につきましては、以上でございます。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） では、議案第73号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ7億7,970万円とするものでございます。

最初に、歳出のほうから説明させていただきます。207ページをごらんください。

3款1項1目後期高齢者支援金、19節250万円の減額補正とするものでございます。歳入予算の減額補正に伴う調整です。

次に、歳入でございます。前のページ、206ページをごらんください。

10款1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金、保険料軽減分、低所得者の保険料軽減分を公費で補填するものですが、事業費精査により234万円の減額です。保険者支援分、低所得者数に応じて保険料の一定割合を公費補填するものですが、事業費精査により484万円の増額補正とするものです。

3節財政安定化支援事業繰入金、国保財政安定化のために国に認められた繰入金ですが、事業費精査により500万円減額補正するものです。

歳入の合計250万円の減額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 議案第74号 平成27年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,880万円とするものでございます。

説明ですが、最初に歳出のほう、905ページをお開きください。

職員手当でございますが、予算不足による人件費の手当が60万円の増でございます。

それから、備品購入費でございますが、当初下水道台帳データベースのシステム構築の関係で、これから発注するわけですが、現在使っているパソコンの能力が不足しているということで、その補正でございます。

歳出合計が80万円でございます。

次に、歳入ですが、904ページをごらんください。

歳入でございますが、繰越金80万円を充当してございます。

以上、歳入歳出80万円でございます。

以上でございます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。初めに、議案第72号の質疑を許します。質疑はありませんか。10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 10ページなんですけど、村有施設共済金受け入れ、上野新の火災の関係だと思

いますけれども、前の予算では工事の取り壊しに700万円の予算だったと思うんですけれども、今回保険では407万4,000円保険で入ってきたと。その差額というのは村のほうで持つという格好で考えていいんですか。火災を起こした本人、借受人、そっちのほうは特におとがめなしというふうな格好になるのでしょうか。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 女川地区の工業センターの火災の保険料でありますけれども、今の質問では、実際にかかるより少ないではないかということではありますが、共済として最高額かけて、700万円かけておったわけではありませんものですから、これが限界であります。

それから、実際に施設を利用していた人からその差額をもらえばいいのではないかというお話もありましたが、もらった場合は、この共済を出す側にその金額をすくとんと返すことに言われておりまして、それはもらわないということに決定しております。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） まず、10ページの貸付金元利収入のところでは3,000万円、パワープラント関川の運営資金が返ってきたのでこちらに入りますというのが、12ページの財産管理費というところにありますよね。財政調整基金管理費積立金に入っています。こちらは、貸し付けたときにここから出たのかどうかの確認をまず1点させてください。

それから、もう一つ、その下の13節の委託料200万円、新エネルギー推進事業費として森林再生エネルギー推進協会というところに支払った、電力と国への交渉の業務委託料200万円ということでしたが、これ去年の12月にも200万円支払っていたかと思うんですが、毎年200万円ずつ払われるのか、今回はどういったところで細かいところに払われたのか、この2点お聞かせいただけますか。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 基金への積み増しではありますが、原資はここから出たのかということではありますが、基金を取り崩して貸し付けたものではありません。全体の財源調整の中で貸し付けたものを、今回受けたので財政調整基金に積み立てると。積み立てなければ、これで財源の今までの補正予算をやらないような格好になりますので、それではどんなふうに金が動くかというのは大変不透明になりますから、将来の財政需要に応じたときに使う財政調整基金に積み増したほうがより明確なのではないかという判断で、基金に積み立てをしております。これによりまして、たしか金額はつきりはしませんが、財政調整基金の総額は7億7,000～8,000万円になるはずであります。

それから、一般財団法人の森林再生エネルギー推進協会への委託ではありますが、確かに去年も200万円を計上いたしました。去年は、やはり同様に国、東北電力とのやりとり、村の職員、我々では能力が非常にありませんし、人間的なつながりもありませんのでお願いをしてやりました。それによって、去年は認可を受けることができましたが、今回は、今度は本格的な最後の詰めをやるとい

うことが必要になってまいりました。よって、委託をして詰めをしてもらうわけですが、私どもとしてはこれで終わりだということで、村にできない仕事を願いますということとで予算計上して願います、これから契約して願います予定です。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） パワープラント関川に対して3,000万円貸し付けたのが、今戻ってきましたよね。このバイオマス事業というのは、パワープラント関川の事業だというふうに認識しておりますので、昨年度分業務委託料として払った200万円、今計上してある200万円、400万円もそのパワープラント関川が資金調達のめどがついた中から返済してもらうというお考えはありますか。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） いずれそういうような段取りになれば、返済という形ではないですが利益の分配で戻ってくるものと確信をしております。やることによって、村長再三説明をしておりますように、利益につきましてこれからまだ説明、行政報告あるんですが、かなり見込めるのではないかとということで、その利益につきましては、出資していないと配当はありませんので、出資をしておいて配当をもらったときには、そういったものを払ってもらいますし、それから土地を貸し付けるので、かなり高い金額で貸し付けることで今折衝しておりますので、そこでの見返りなどトータルにしますと、こういったもの全部早い段階で解消できるのではないかとというもろみをしております。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） もう1点お願いします。若者共同住宅事業債、メゾン下関ですけれども、10ページ、3,700万円村債で借金すると。借金して、それを収納のほうでは積立金としてとりあえず積んでおくという格好になっていきますけれども、普通であれば、前でもこう入ってきたのか記憶がないんですけれども、普通の起債関係であれば、金がおりてきて、それをその場で使うわけですけれども、あと返済でもって返済する分、例えば100万円ずつ返済するのであれば、そのうちの半分が後で、翌年に交付税が返ってくるという格好であるかと思うんですけれども、今回の場合はどういうあれで積立金としているのか。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 今使いますのは、過疎地域自立促進法に基づくいわゆる過疎対策債を原資にしております。これは、3年くらい前に、その事業債にソフトの事業も対象になるということになりまして、県内ではその過疎債、ソフトの活用は関川村が一番にやってきたわけでありましたが、今までのですとハードに対しての起債が認められておりましたが、ソフトに対しての起債を使いますので、今3,700万円は、今後5年間に毎年リース料を払うわけですが、そのときにこの基金から取り崩して払っていくということですから、一括して借り入れて基金に積み立て、それを毎年取り崩

しをして、リース料として払っていくと。5年間で完済して、村の所有の建物にするつもりでありますから、第1期、2期と同じように基金に積み立てて、後年度のいわば借金返済に充てていくということでもありますから、今回その積み立てをするということで提案をしているわけでもあります。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

次に、議案第73号の質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第74号の質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第72号及び議案第73号は、所管であります総務厚生常任委員会へ、議案第74号は、所管であります産業建設常任委員会へ、会議規則第39条第1項の規定により付託します。

日程第18、同意第6号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第19、同意第7号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第20、同意第8号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（近 良平君） 日程第18、同意第6号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから日程第20、同意第8号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 同意第6号から同意第8号は、関川村固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

同意第6号と第7号は、現職で朴坂の佐藤隆平さん、同じく現職で上関の渡辺清さんがともに平成28年1月3日で3年の任期が満了となります。引き続き選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

同意第8号は、高橋正之さんが議員に就任されたために欠員となっております後任に、安角の本間正昭さんを新たに選任したいというもので、議会の同意を求めるものであります。任期は、他の委員同様に1月4日から3年間です。

よろしくお願いをいたします。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決に入ります。

初めに、同意第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第6号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第6号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより同意第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。したがって、同意第6号は、同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第7号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより同意第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。したがって、同意第7号は、同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、同意第8号は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより同意第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。したがって、同意第8号は、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

次回は12月16日午後3時から開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時30分 散 会